

資源循環型社会の 構築を目指して

新宿区一般廃棄物処理基本計画

平成20(2008)年度～平成29(2017)年度



～ごみ半減、リサイクル倍増にチャレンジ～

平成20(2008)年3月

新 宿 区

環境都市・新宿として 「ごみ半減・リサイクル倍増」を実現しましょう



今回策定した新宿区一般廃棄物処理基本計画では、10年後にごみを半減し、リサイクルは倍増する目標を掲げました。この目標達成は容易なことではありませんが、区の基本目標の一つである「持続可能な都市と環境を創造するまち」の実現に向けては、区民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割でごみの減量や環境への負荷を抑える取り組みを進めていくことが不可欠です。その意味から、「ごみ半減・リサイクル倍増」が30万区民の合言葉となって、環境都市・新宿が実現するようにと考えています。

さて、清掃事業は、平成12年度の都区制度改革の象徴的事業として23区に移管されました。このため、移管当時に策定された平成12年度から平成23年度までを計画期間とするこれまでの一般廃棄物処理基本計画は、主に東京都の計画を踏襲したものでした。

その後、国の廃棄物・リサイクル行政において、資源循環型社会形成の取り組みが一層進み、各種法令の制定・改正が行なわれました。

前計画を策定した平成12年当時は、東京23区のごみ処理は自区内処理が原則とされていましたが、区収集ごみ量の減少傾向を背景にして、清掃工場などの中間処理は共同処理を原則とすることが確認され、新宿区においては清掃工場の建設計画が見直されました。更に、最終処分場のひっ迫と資源の有効利用の観点から、20年度からの廃プラスチックのサーマルリサイクル実施などが動き始めました。

新宿区はこれらの状況の変化を踏まえ、区内に清掃工場が所在しない区として、積極的にごみ減量と資源化に取り組むため、新たに策定した新宿区基本構想や総合計画と整合を図った、平成20年度からの10年間を展望した一般廃棄物処理基本計画を策定したものです。

本計画の策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会の委員の方々をはじめ、多くの区民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

今後は、本計画のごみ減量目標の達成に向けて、区民、事業者の皆様と区が一丸となった資源循環型社会構築を目指す取り組みを進めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

新宿区長 中山弘子

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の性格	1
2 計画策定の背景	2
3 清掃事業の実施形態	3
第2章 ごみ処理及び資源回収の現状	4
1 区民・事業者の現況	4
(1) 区民の現況	4
(2) 事業者の現況	6
2 ごみ処理・資源回収の現況	7
(1) 新宿区のごみ・資源の全体像	7
(2) 区が収集するごみの現況	8
(3) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況	11
(4) 区が回収する資源及び資源集団回収の現況	12
(5) 事業者が行う再利用の現況	14
(6) リサイクル清掃事業にかかる経費	15
3 ごみ・資源の処理の流れ	16
(1) ごみ・資源の処理の流れ図	16
(2) 収集・運搬	17
(3) ごみの中間処理	19
(4) ごみの最終処分	19
(5) 資源の処理	19
4 3R施策の推進	20
5 現状から見た課題	21
第3章 これからのリサイクル清掃施策の取り組み	24
1 基本的な考え方	24
2 取り組む施策項目	25
(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会	26
(2) 資源回収の拡充による循環する社会	28
(3) 適正なごみ処理を行う社会	30
(4) 区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす社会	32

3	ごみ減量目標の設定とごみ量推計	34
(1)	積極的なごみ減量目標の設定	34
(2)	既定施策が継続して推進された場合のごみ量推計	35
(3)	更なる取り組みによるチャレンジ目標の達成	36
(4)	チャレンジ目標達成に向けてのイメージ図	37
(5)	当面のごみ減量、資源化率向上目標のイメージ図	38
	体系図	39

第4章	生活排水処理基本計画	40
1	基本方針	40
2	計画年度	40
3	生活排水の排出状況	40
4	計画の目指すところ	40
5	処理の主体	41

<資料編>

資料1	東京二十三区清掃一部事務組合の施設一覧	45
資料2	モデル地区におけるアンケート調査結果（抜粋）	46
資料3	新宿区リサイクル清掃審議会答申（本文）・委員名簿	51

1 計画の性格

(1) 基本的性格

本計画は、新宿区におけるリサイクル清掃施策について、基本的事項を定めるものです。

(2) 根拠法令等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下、「条例」という。）第39条に規定する計画です。

計画の内容は、ごみの処理に関して定めた部分と生活排水の処理に関して定めた部分に分かれています。

また、本計画は、循環型社会形成推進基本法や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）等の内容も踏まえたものとなっています。

(3) 他の行政計画等との関係

本計画は、新宿区基本構想や総合計画、環境基本計画といった上位の計画のもとに定めるものです。あわせて、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の減量等に関する基本的な方針、ごみ及び生活排水の中間処理を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一部事務組合」という。）の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図っています。

また、本計画策定にあたっては、新宿区リサイクル清掃審議会に対し、盛り込むべき事項について諮問し、平成19年7月に答申の提出を受けました。この答申の趣旨を踏まえて策定しています。

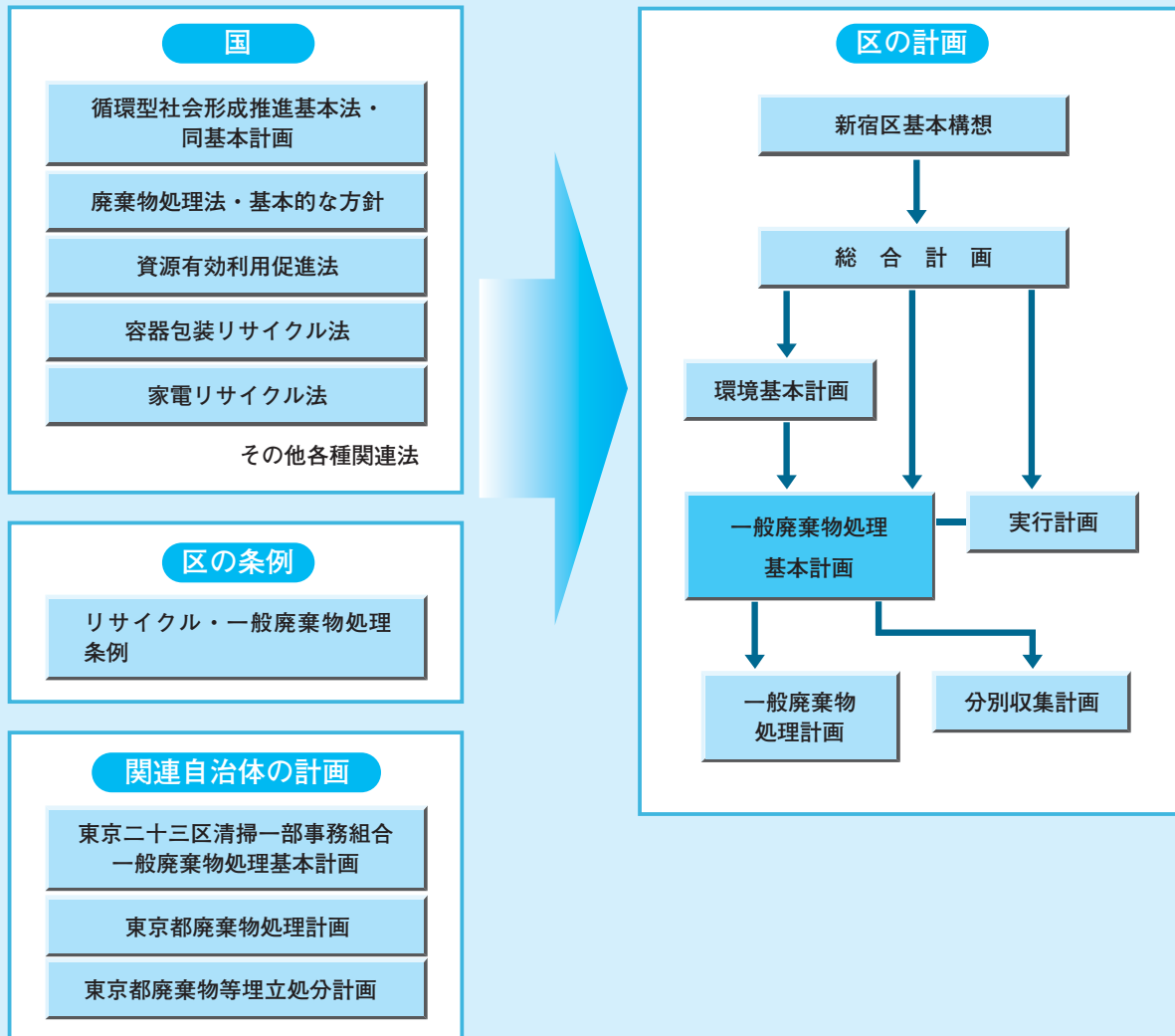
(4) 計画期間

本計画は、「新宿区総合計画」との整合性を図り、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は、毎年度定めていきます。

他の行政計画等との関係



2 計画策定の背景

これまでの新宿区一般廃棄物処理基本計画は、東京都から23区に清掃事業が移管された平成12年度を初年度として、平成23年度までの12年間を期間とした計画でした。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取り組みが一層進み、循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種法令の制定・改正が行われてきました。また、23区では、収集運搬事業の完全移管、中間処理に関する共同処理継続の方針決定、最終処分場のひっ迫と資源の有効利用の観点からの廃プラスチックのサーマルリサイクル方針決定などの動きがありました。一方、新宿区においては、自区内処理の原則による清掃工場の新設が区長会で見直されるなど、前計画策定当時と状況は大きく変化しています。

これらの状況の変化を踏まえた、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定が必要となりました。

3 清掃事業の実施形態

現在、リサイクル清掃事業については、各分野において次のような形態で実施されています。

事業区分	実施主体
ごみの収集・運搬	新宿区が実施する。
資源の回収	新宿区が実施する。 ただし、集団回収や販売店等による自主回収は除く。
可燃ごみの中間処理	23区が設置する清掃一部事務組合で共同処理する。
不燃ごみ等の中間処理	23区が設置する清掃一部事務組合で共同処理する。
最終処分	東京都が設置、管理する新海面処分場（現在使用中の中央防波堤外側埋立処分場を含む。）を使用する。

1 区民・事業者の現況

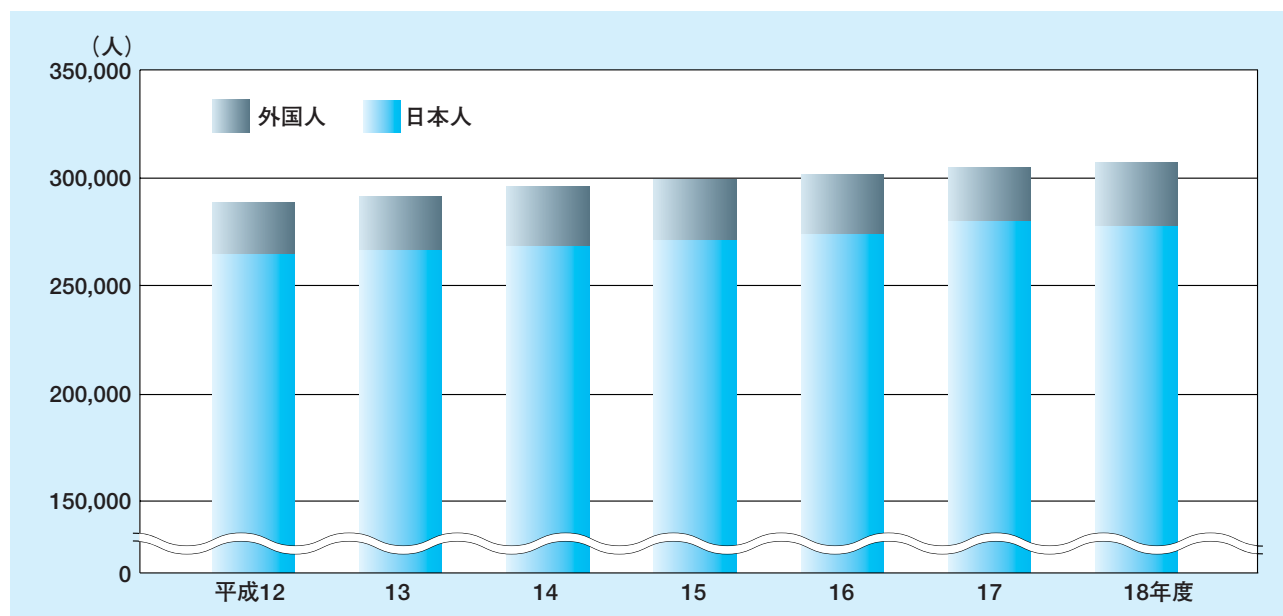
(1) 区民の現況

新宿区の人口はこの数年着実に増加しています。現在、区の人口の1割以上が外国人です。また、世帯については、住民基本台帳の世帯数のうち6割以上が1人世帯となっており、世帯当たりの人員は微減の傾向にあります。

新宿区の人口の推移

(各年度内の1月1日現在)

年 度	平成12	13	14	15	16	17	18
日本人	264,512	265,592	268,101	270,542	273,596	275,771	277,078
外国人	24,149	26,582	28,116	29,143	28,272	29,765	30,337
総人口	288,661	292,174	296,217	299,685	301,868	305,536	307,415



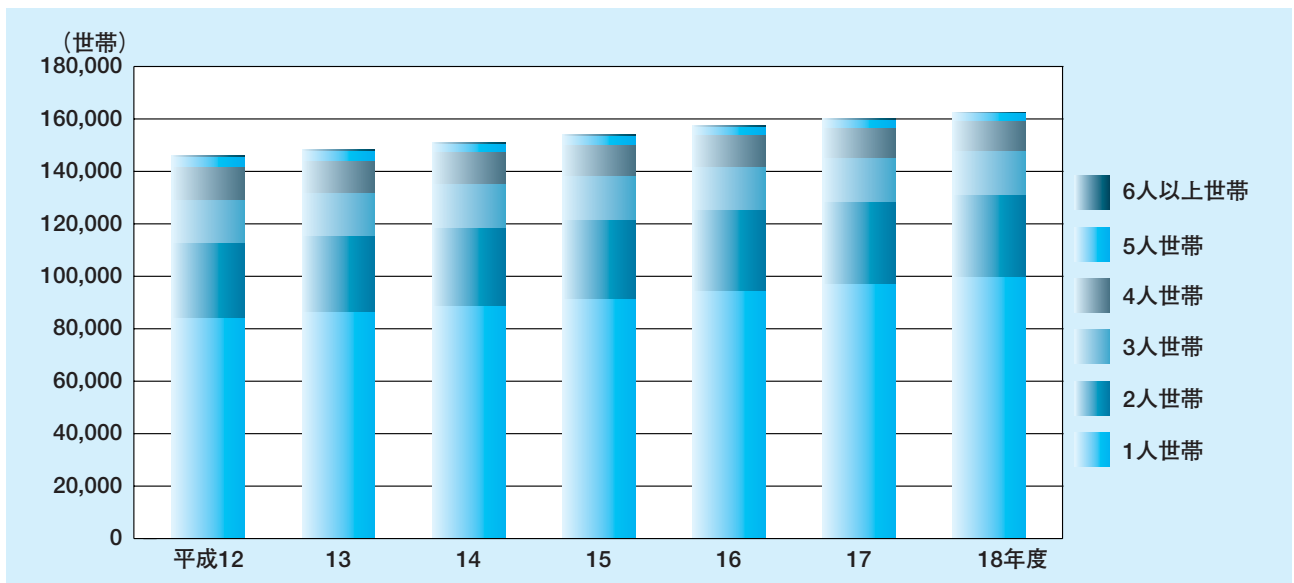
動態別人口

区分 年次	総 数 (増減)	自 然 動 態			社 会 動 態		
		出 生	死 亡	増 減	社会増	社会減	増 減
平成14年	人 2,509	人 1,764	人 2,041	人 △277	人 29,598	人 26,812	人 2,786
15	2,441	1,788	2,211	△423	30,089	27,225	2,864
16	3,054	1,890	2,161	△271	30,483	27,158	3,325
17	2,175	1,873	2,290	△417	29,955	27,363	2,592
18	1,307	1,963	2,306	△343	28,998	27,348	1,650

住民基本台帳の世帯数の構成員数別の推移

(各年度内の1月1日現在)

年 度	平成12	13	14	15	16	17	18
1人世帯	84,019	86,218	88,650	91,146	94,236	96,905	99,392
2人世帯	28,604	28,934	29,644	30,092	30,669	31,136	31,306
3人世帯	16,258	16,397	16,609	16,699	16,734	16,817	16,845
4人世帯	12,652	12,418	12,132	12,005	11,887	11,626	11,412
5人世帯	3,652	3,497	3,397	3,280	3,139	3,053	2,948
6人以上世帯	893	823	769	748	730	699	664
世帯数合計	146,078	148,287	151,201	153,970	157,395	160,236	162,567
世帯当たり人員数 (平均)	1.81	1.79	1.77	1.76	1.74	1.72	1.70



外国人世帯数の推移

(各年度内の1月1日現在)

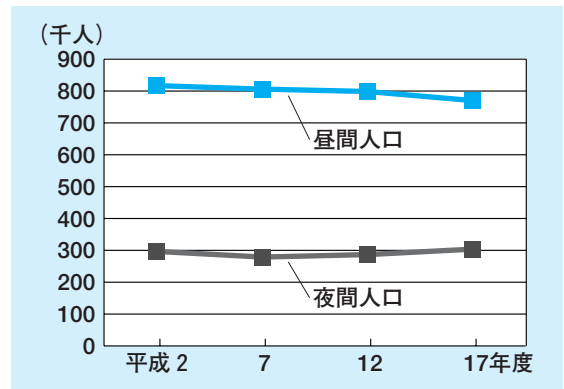
年 度	平成12	13	14	15	16	17	18
外国人世帯数	19,237	21,432	22,956	24,000	23,035	24,097	24,667

夜間人口・昼間人口の推移

(各年10月1日)

年 度	平成2	7	12	17
夜間人口	296,790	279,048	286,726	303,808
昼間人口	817,095	806,095	798,611	770,094

※昼間人口は、国勢調査による



(2) 事業者の現況

区内の事業所の状況を見ると、従業員が1～4人の事業所が全体の50%を占め、9人以下の事業所は全体の72%です。業種別で見ると、サービス業が最も多く、次いで飲食店・宿泊業、卸売・小売業の順となっています。

区が指導の対象としている、延床面積1,000m²以上の事業系大規模建築物の件数は、現在1,870件です。

産業大分類・従業者規模別事業所数及び従業者数

(平成16年6月1日現在)

産業大分類	事業所数									従業者数
	総数	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	派遣・下請けのみ	
	所	所	所	所	所	所	所	所	所	人
総数	34,392	17,217	7,708	6,326	1,430	909	553	198	51	544,900
サービス業	8,548	4,599	1,903	1,308	312	211	145	55	15	130,067
飲食店、宿泊業	7,424	3,595	1,754	1,635	300	107	22	9	2	74,210
卸売・小売業	6,546	3,150	1,545	1,325	237	148	89	32	20	94,356
不動産業	3,497	2,573	530	251	60	39	25	14	5	29,258
情報通信業	1,912	487	466	533	162	141	103	20	0	61,129
製造業	1,906	946	449	347	59	45	43	17	0	34,984
医療、福祉	1,348	640	389	225	42	23	18	8	3	19,840
建設業	1,334	532	357	283	71	38	39	13	1	28,740
その他	1,877	695	315	419	187	157	69	30	5	72,316

資料：「事業所・企業統計」

事業用大規模建築物物件数

(平成19年4月1日現在)

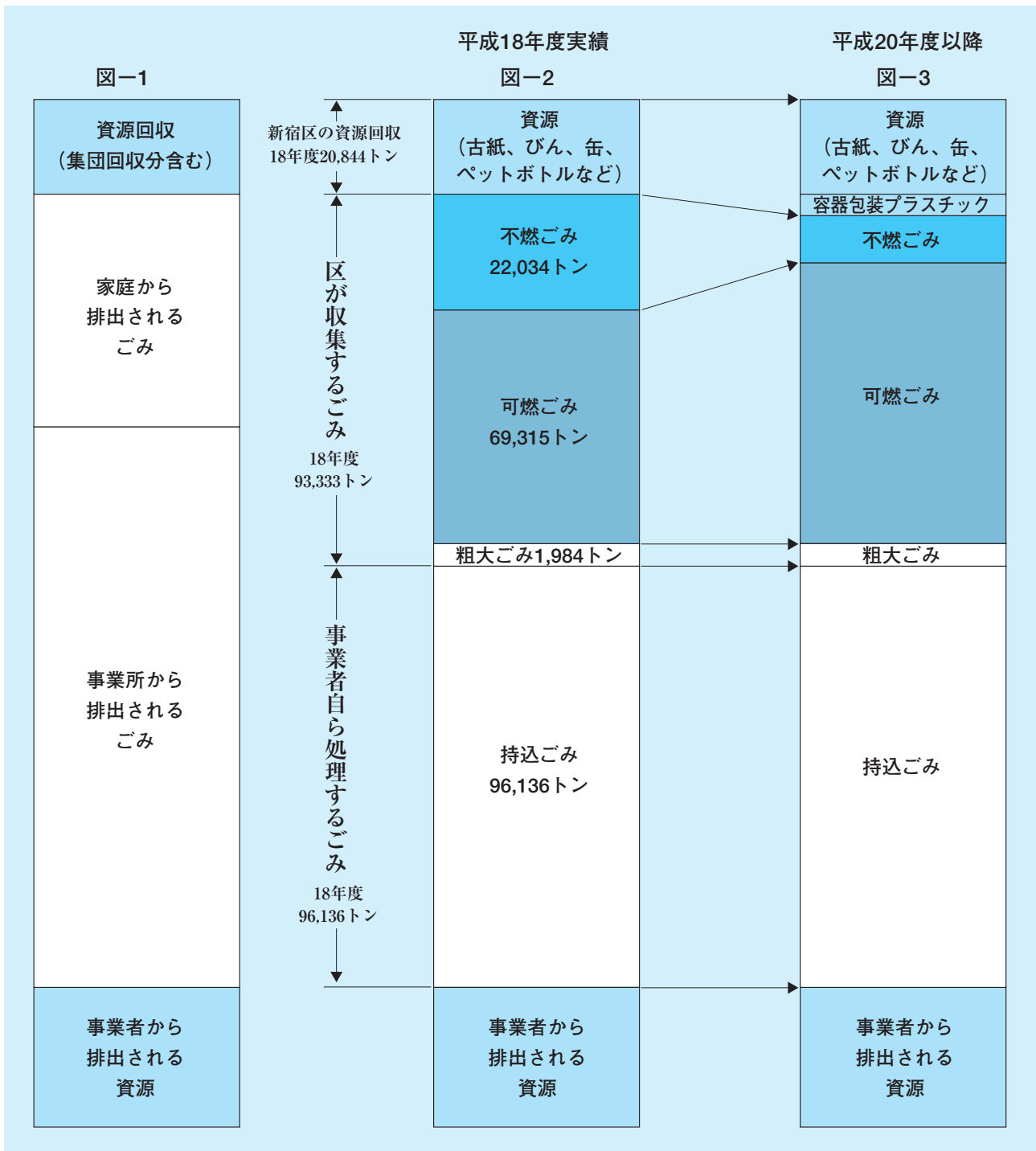
年度	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上	計
19	1,214件	462件	194件	1,870件

*面積は延床面積

2 ごみ処理・資源回収の現況

(1) 新宿区のごみ・資源の全体像

新宿区のごみ・資源の全体像を図示すると、下の図-1のとおりとなります。また、現在のごみの排出区分や排出量（18年度実績）は、図-2のとおりになりますが、区収集ごみの新分別収集が始まる平成20年度以降の排出ごみは、廃プラスチック等が不燃ごみから資源や可燃ごみに移行するため、図-3のように不燃ごみが大幅に減少し、資源と可燃ごみが増加します。



(2) 区が収集するごみの現況

新宿区が収集するごみは、平成元年度の204,490tをピークに年々減少を続け、18年度は93,333tと半減以下となっています。

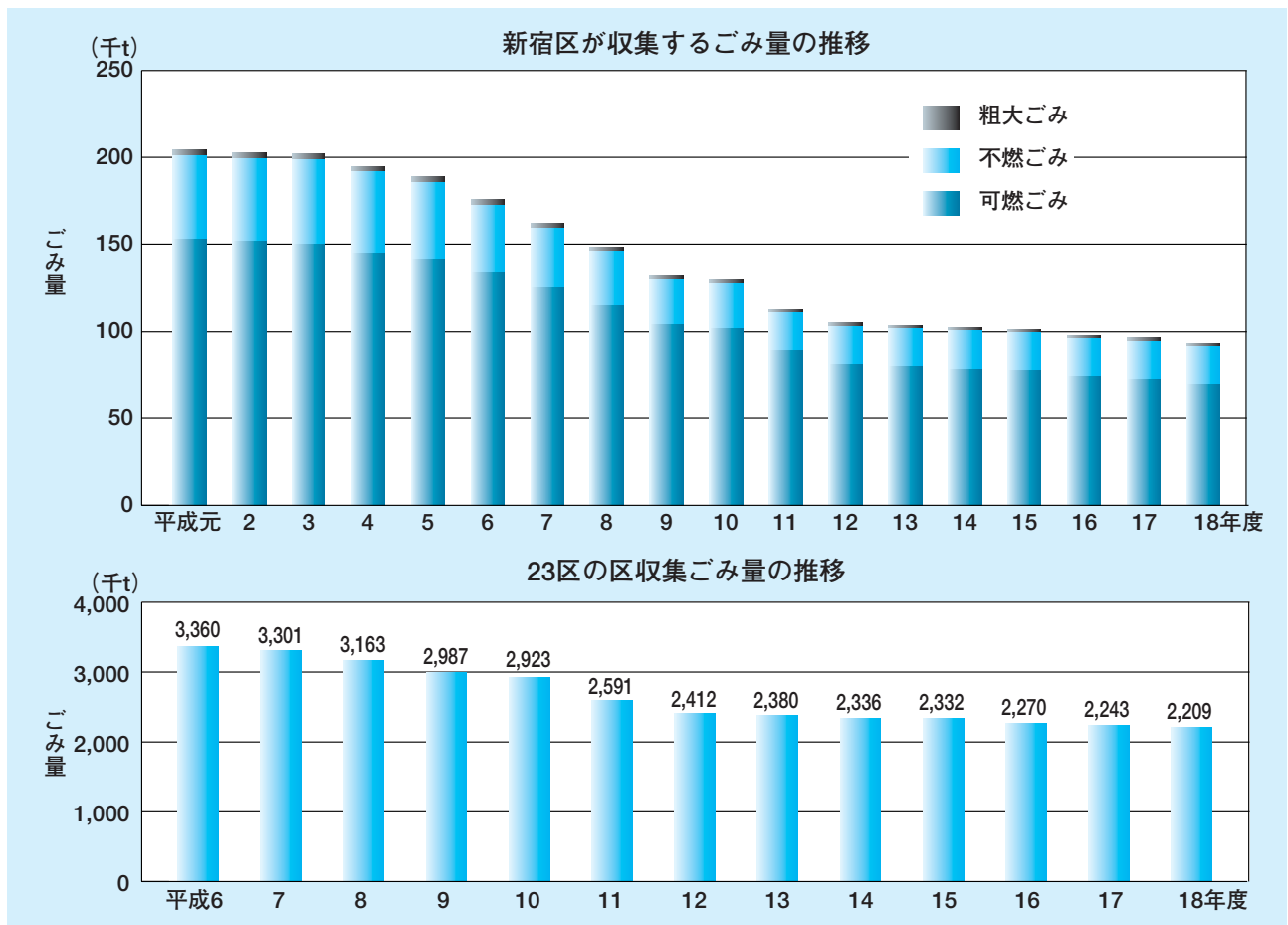
家庭ごみの組成をみると、可燃ごみは厨芥と紙類で75%となります。不燃ごみはその半分がプラスチック類です。(19年度実態調査。19年度までの分別区分での内訳)

新宿区が収集するごみ量の推移

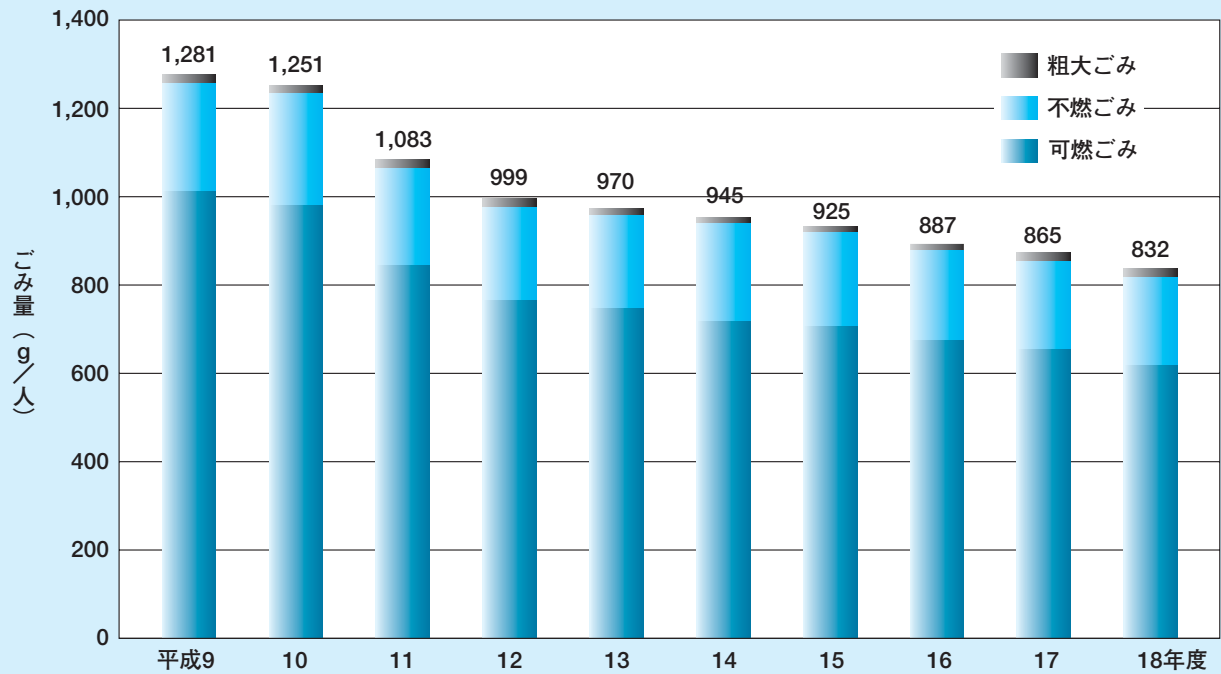
単位：t

種別/年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
可燃ごみ	152,676	151,871	150,179	144,804	141,621	134,063	125,177	115,177	104,257
不燃ごみ	48,322	47,229	48,528	46,890	44,071	38,503	34,076	30,538	25,510
粗大ごみ	3,492	3,476	3,478	3,177	3,187	2,891	2,847	2,645	2,424
計	204,490	202,576	202,185	194,871	188,879	175,457	162,100	148,360	132,191

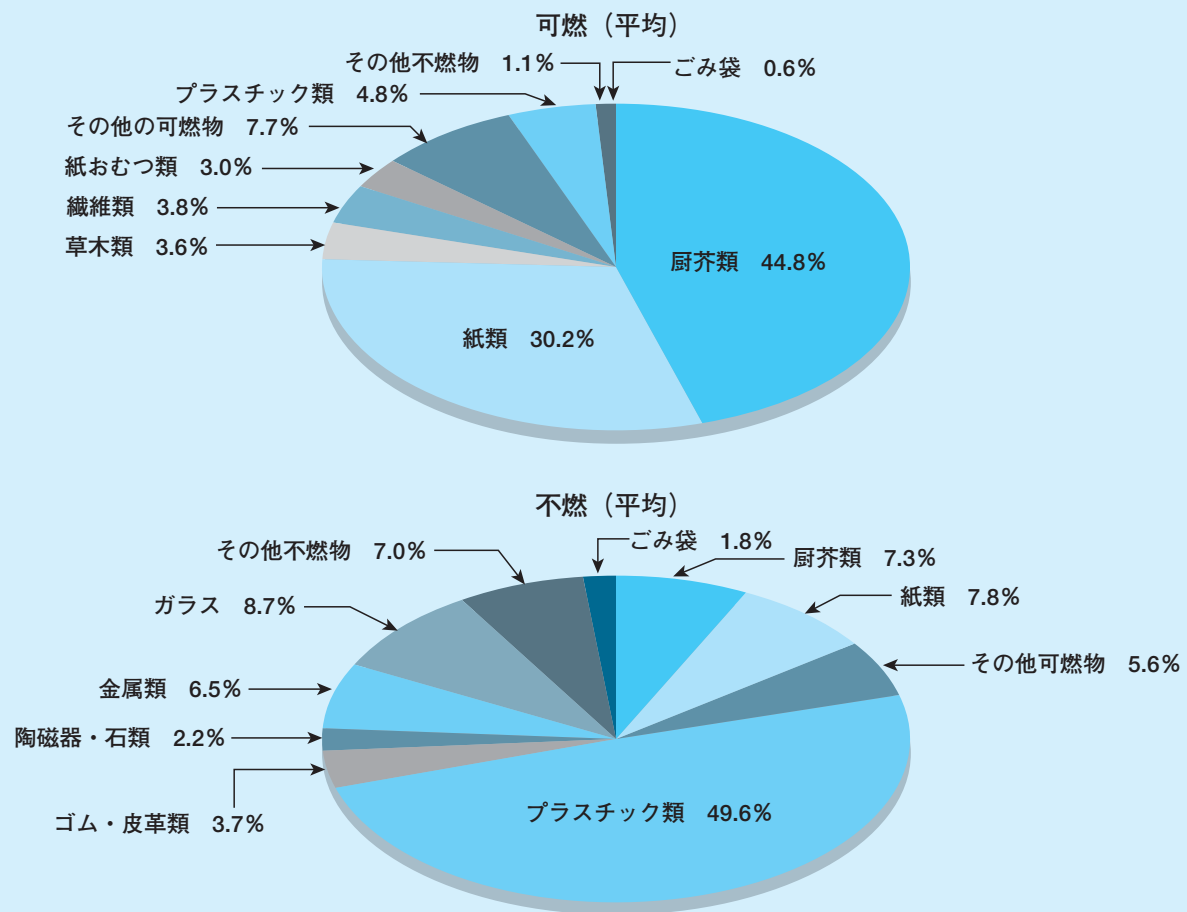
種別/年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
可燃ごみ	101,828	88,573	80,657	79,254	77,619	77,105	73,825	72,154	69,315
不燃ごみ	25,588	22,391	22,368	22,417	22,975	22,682	22,331	22,464	22,034
粗大ごみ	2,259	2,051	2,211	1,749	1,705	1,720	1,606	1,824	1,984
計	129,675	113,015	105,236	103,420	102,299	101,507	97,762	96,442	93,333



一人1日当たりごみ量の推移（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）



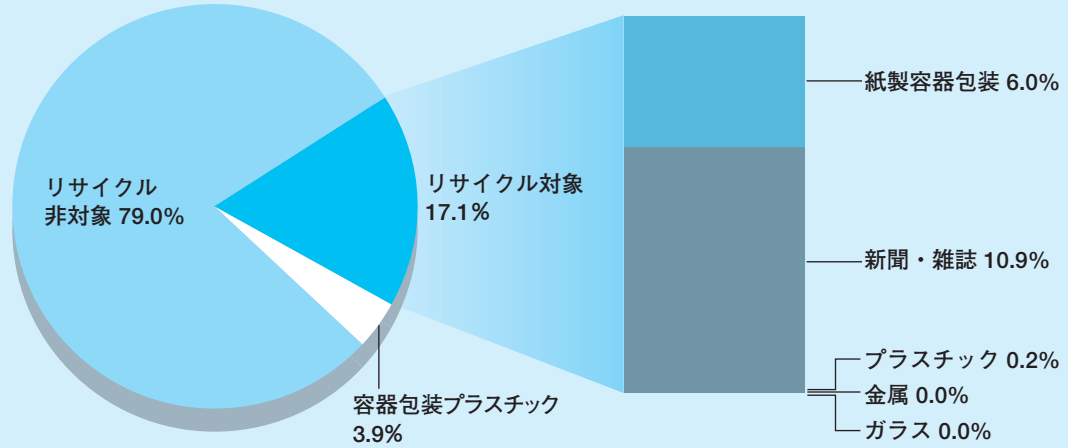
家庭ごみの組成（平成19年度までの分別区分での内訳）



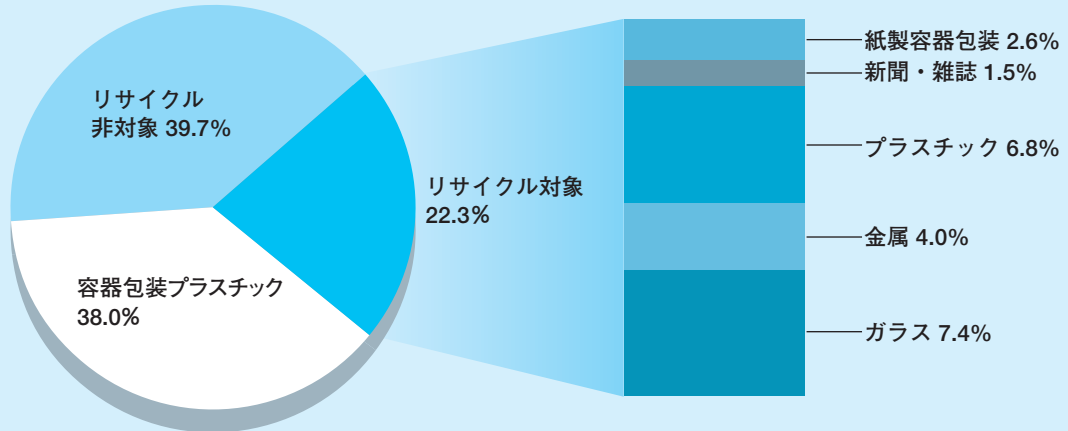
（平成19年度排出実態調査による）

家庭ごみの中に含まれる資源（平成19年度までの分別区分での内訳）

可燃ごみのリサイクル対象物の割合



不燃ごみのリサイクル対象物の割合



※このグラフでの「リサイクル対象」のプラスチックは、ペットボトルと白色トレイです。また、ごみの中には「リサイクル対象」の他、新分別方法では資源となる容器包装プラスチックが可燃ごみの中に3.9%、不燃ごみの中に38.0%含まれています。

（平成19年度排出実態調査による）

粗大ごみ品目別実績数（18年度）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位～	
品目	ふとん	いす (応接用 いす以外)	自転車 (16インチ 以上)	衣装箱 (衣装 ケース)	箱物家具 (幅と高さ の合計が 135cm以下)	その他	合計
収集点数	19,678点	10,016点	7,582点	6,167点	5,631点	112,853点	161,927点

(3) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による自己処理責任が規定されています。一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自ら又は廃棄物処理業者が収集運搬を行い、清掃工場に持ち込みます。

新宿区内の事業所から持ち込まれるごみ量は10万t程度で、区が収集するごみと同じくらいの量が持ち込まれています。ここ数年は、やや減少傾向にあります。

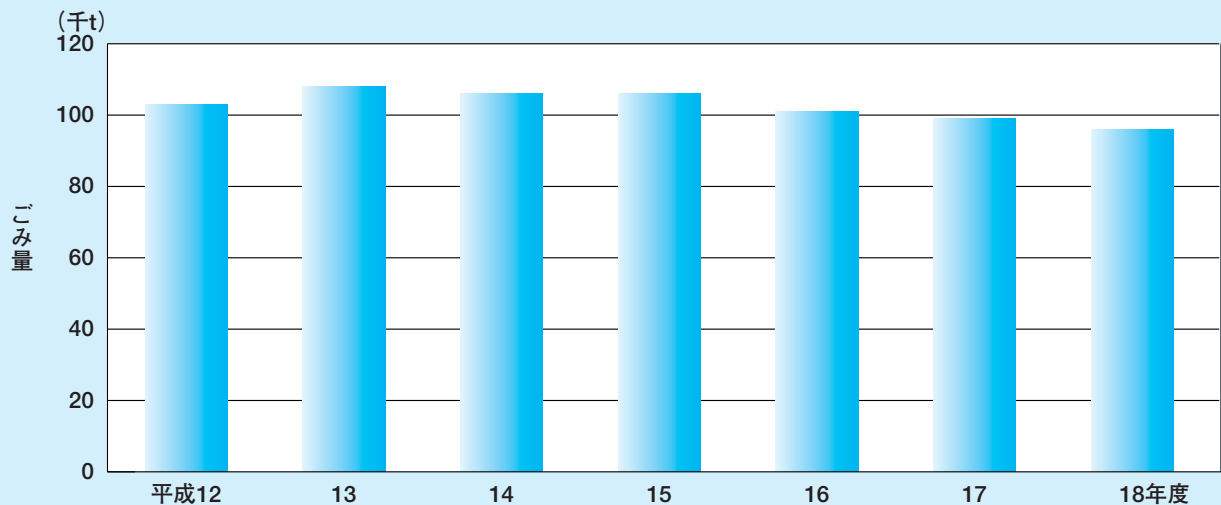
新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移

単位：t

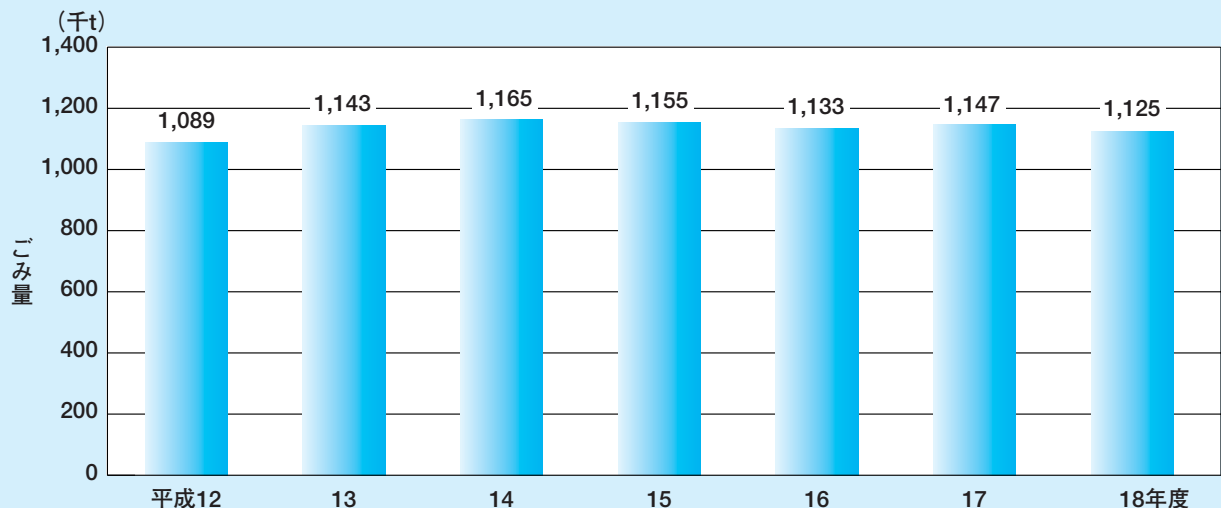
年 度	平成12	13	14	15	16	17	18
持込ごみ量	103,000	108,000	106,000	106,000	101,000	99,373	96,136

※持込ごみ：一般廃棄物処理業者等が収集する事業系ごみ。ここでの持込ごみ量は、大規模排出事業者のごみ排出状況などをもとにして、23区全体の発生量から新宿区内の事業所が排出した量を推計したものである。

新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移



23区の持込ごみ量の推移



(4) 区が回収する資源及び資源集団回収の現況

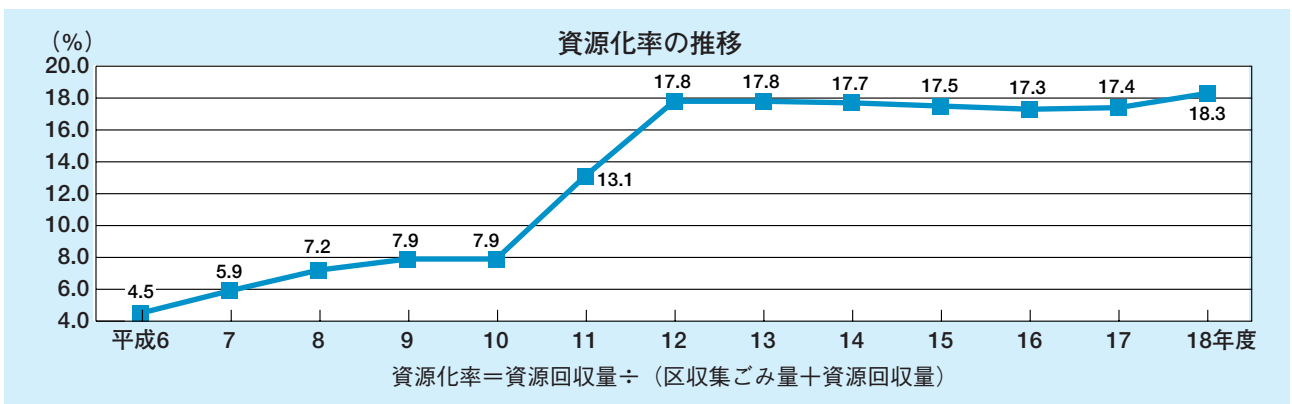
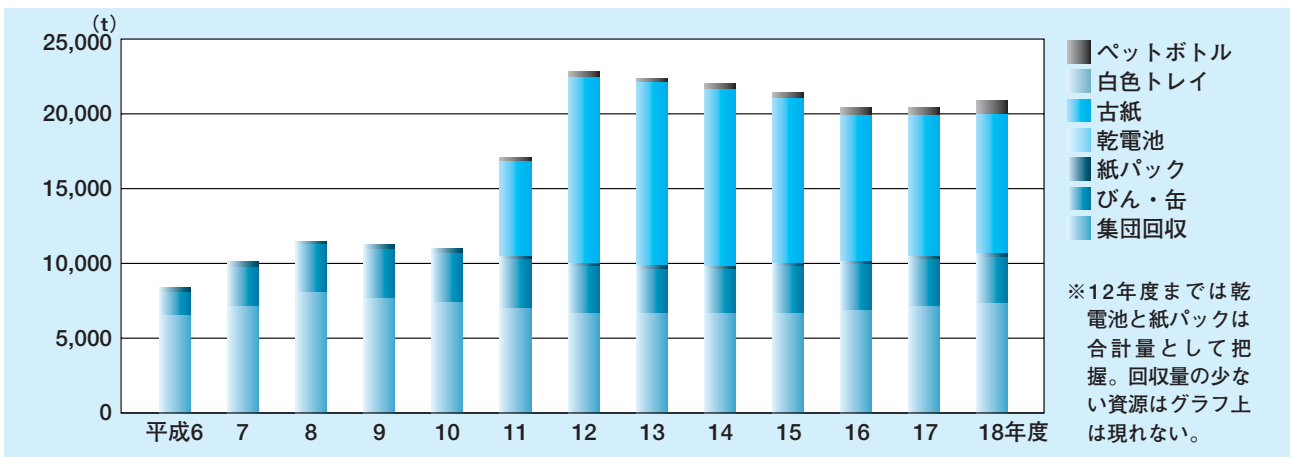
行政による資源回収と町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた、新宿区の資源回収量は、平成12年度をピークに減少傾向にありましたが、16年度以降は横ばいとなり、18年度からの資源回収拠点でのペットボトル回収の開始により上向きになりました。資源化率は12年度以降17%台で推移してきましたが、18年度には18%台となりました。

新宿区の資源回収量の推移

単位：t

種別／年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
集団回収	6,578	7,063	8,126	7,675	7,436	7,012	6,618	6,396	6,416	6,648	6,843	7,172	7,383	
区 の 資 源 回 収	びん・缶	1,565	2,849	3,314	3,488	3,449	3,440	3,378	3,387	3,353	3,328	3,230	3,204	
	紙パック	213	163	24	30	28	32	13	12	11	10	9	9	
	乾電池							22	23	23	22	23	21	
	古紙						6,366	12,483	12,265	11,909	11,094	9,867	9,536	9,418
	白色トレイ												1	
	ペットボトル				82	147	224	257	289	338	366	418	408	809
	小計	1,778	3,012	3,338	3,600	3,624	10,062	16,152	15,976	15,635	14,822	13,537	13,206	13,461
計	8,356	10,075	11,464	11,275	11,060	17,074	22,770	22,372	22,051	21,470	20,380	20,379	20,844	

- *1 古紙の集積所回収は、平成11年10月から実施。
- *2 白色トレイの回収は、平成18年6月から実施。
- *3 ペットボトルの店頭回収は、平成9年4月から実施。平成19年度からびん缶拠点に拡大。
- *4 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。



集団回収実績

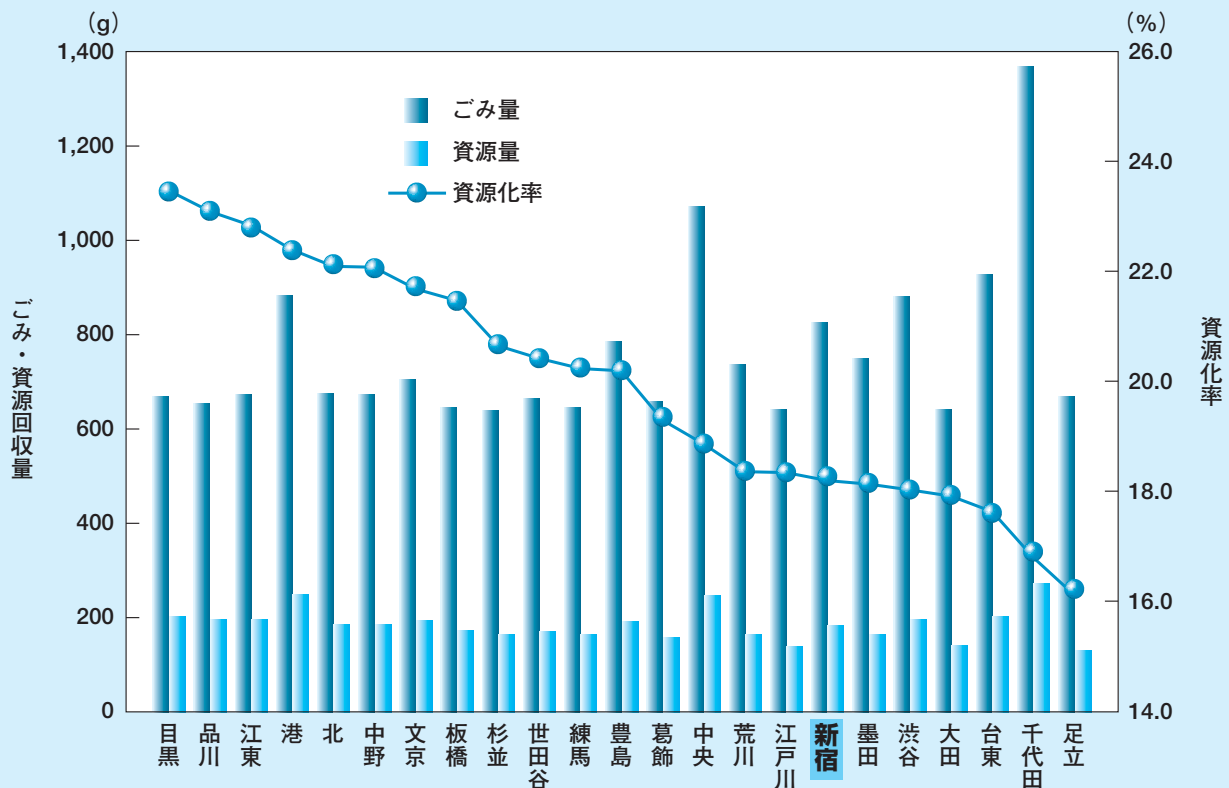
(単位：t)

種別／年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
新聞紙	3,206	3,510	4,038	4,076	4,071	4,107	3,861	3,731	3,735	3,836	3,955	4,099	4,193
雑誌	2,101	2,132	2,370	2,131	2,184	1,922	1,801	1,788	1,819	1,959	2,046	2,167	2,259
段ボール	797	915	1,152	951	685	507	479	457	449	460	479	560	580
紙パック	31	27	27	39	34	32	5	4	4	3	4	4	5
その他紙	204	236	278	250	244	245	276	238	235	217	189	166	171
紙類計	6,340	6,819	7,866	7,447	7,218	6,814	6,422	6,218	6,242	6,475	6,673	6,996	7,208
布類	75	77	90	80	85	87	93	75	75	74	78	84	89
アルミ缶	78.9	97.7	101.1	93.2	85.8	77.2	72.1	81.1	79.6	79.4	76.2	77.3	73.9
スチール缶等	0.2	0.4	0.3	0.4	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
金属合計	79	98	101	94	86	78	72	81	80	80	76	77	74
びん類	84	68	69	54	47	34	30	23	20	20	16	15	13
合計	6,578	7,063	8,126	7,675	7,436	7,012	6,618	6,397	6,416	6,648	6,843	7,172	7,383

※集団回収とは、町会、自治会、マンション管理組合などが、回収品目・場所・日時を決め、回収業者に引き渡す、自主的なりサイクル活動です。

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

23区各区の一人1日当たりごみ量、資源回収量、資源化率（18年度実績から）



(区の並び順は、左から資源化率の高い順)

一人1日当たりごみ量＝年間区収集ごみ量÷人口÷365日

一人1日当たり資源回収量＝年間資源回収量（区の資源回収量＋集団回収量）÷人口÷365日

資源化率＝資源回収量÷（区収集ごみ量＋資源回収量）

(5) 事業者が行う再利用の現況

事業活動から生じるごみの再利用については事業者の自主的な取組みであるため、区がすべての状況を知ることにはできません。区に提出される再利用計画書などから見ると、大規模事業者に関しては再利用が進んでいます。

事業用大規模建築物のごみ発生量、再利用率、処分量（18年度実績）

ごみの種類		発生量 (t)	再利用率 (t)	処分量 (t)	再利用率 (%)
可燃物	①コピー・OA用紙	6,303	5,573	730	88.42
	(内 機密文書)	2,364	2,030	333	85.90
	②雑誌・パンフレット色付き紙	12,750	12,630	120	99.06
	③新聞紙・折込チラシ	2,999	2,974	25	99.16
	④段ボール	15,326	15,304	22	99.86
	⑤その他の紙類	29,798	12,084	17,714	40.55
	⑥紙類計 (①～⑤)	67,176	48,566	18,610	72.30
	⑦厨芥 (茶殻、残飯等の生ごみ)	26,729	5,069	21,661	18.96
	⑧木・草・繊維等	4,672	755	3,917	16.16
⑨小計 (⑥+⑦+⑧)		98,577	54,390	44,187	55.17
不燃・焼却不適物	⑩飲料用びん類	3,769	3,705	65	98.29
	⑪飲料用缶類	4,706	4,653	53	98.88
	⑫ペットボトル	3,386	3,251	136	95.99
	⑬食用油	764	723	41	94.59
	⑭その他	19,920	5,194	14,726	26.07
	⑮小計 (⑩～⑭の計)		32,546	17,525	15,021
⑯特定の事業活動に伴う可燃物		28,140	26,822	1,318	95.32
総合計 (⑨+⑮+⑯)		159,263	98,737	60,526	62.00

※区内の、述べ床面積合計が3,000m²以上の事業用建築物654件中、再利用計画書を提出した582件の集計。

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(6) リサイクル清掃事業にかかる経費

リサイクル清掃事業にかかる経費は、都からの清掃事業移管以降、おおむね着実に減少しています。内訳をみると、ここ数年は資源回収にかかるリサイクル推進費については増加する傾向にあります。

サイクル清掃事業にかかる歳出 決算額

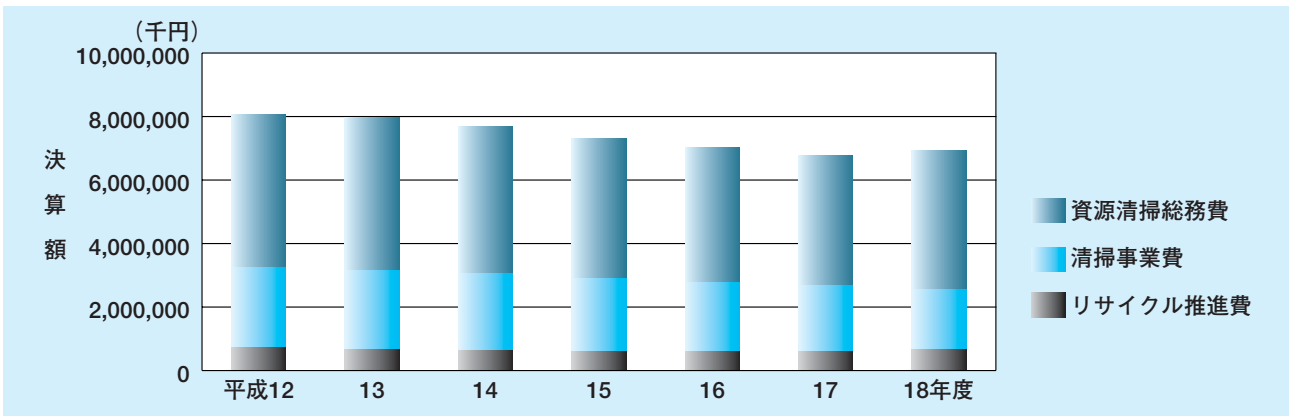
(単位：千円)

区分／年度	平成12	13	14	15	16	17	18
資源清掃総務費	4,827,097	4,794,820	4,635,400	4,411,553	4,239,939	4,103,732	4,359,887
清掃事業費	2,504,967	2,483,989	2,413,821	2,301,760	2,188,846	2,063,291	1,884,502
リサイクル推進費	742,546	678,954	640,591	602,348	591,248	611,916	678,244
合計	8,074,610	7,957,763	7,689,812	7,315,661	7,020,033	6,778,939	6,922,633

資源清掃総務費：人件費、清掃工場を運営する清掃一部事務組合への分担金など

清掃事業費：ごみ収集作業にかかる経費

リサイクル推進費：資源回収にかかる経費

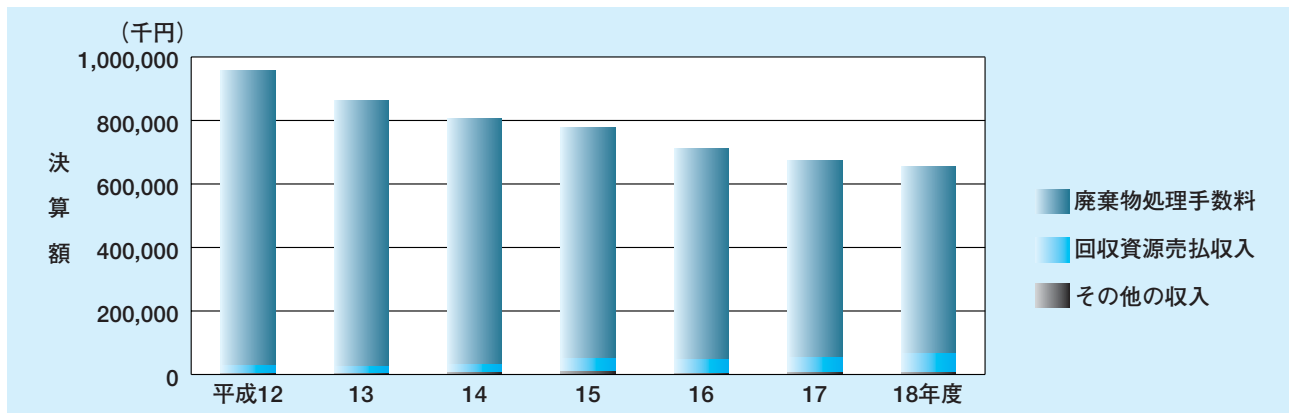


リサイクル清掃事業にかかる歳入 決算額

(単位：千円)

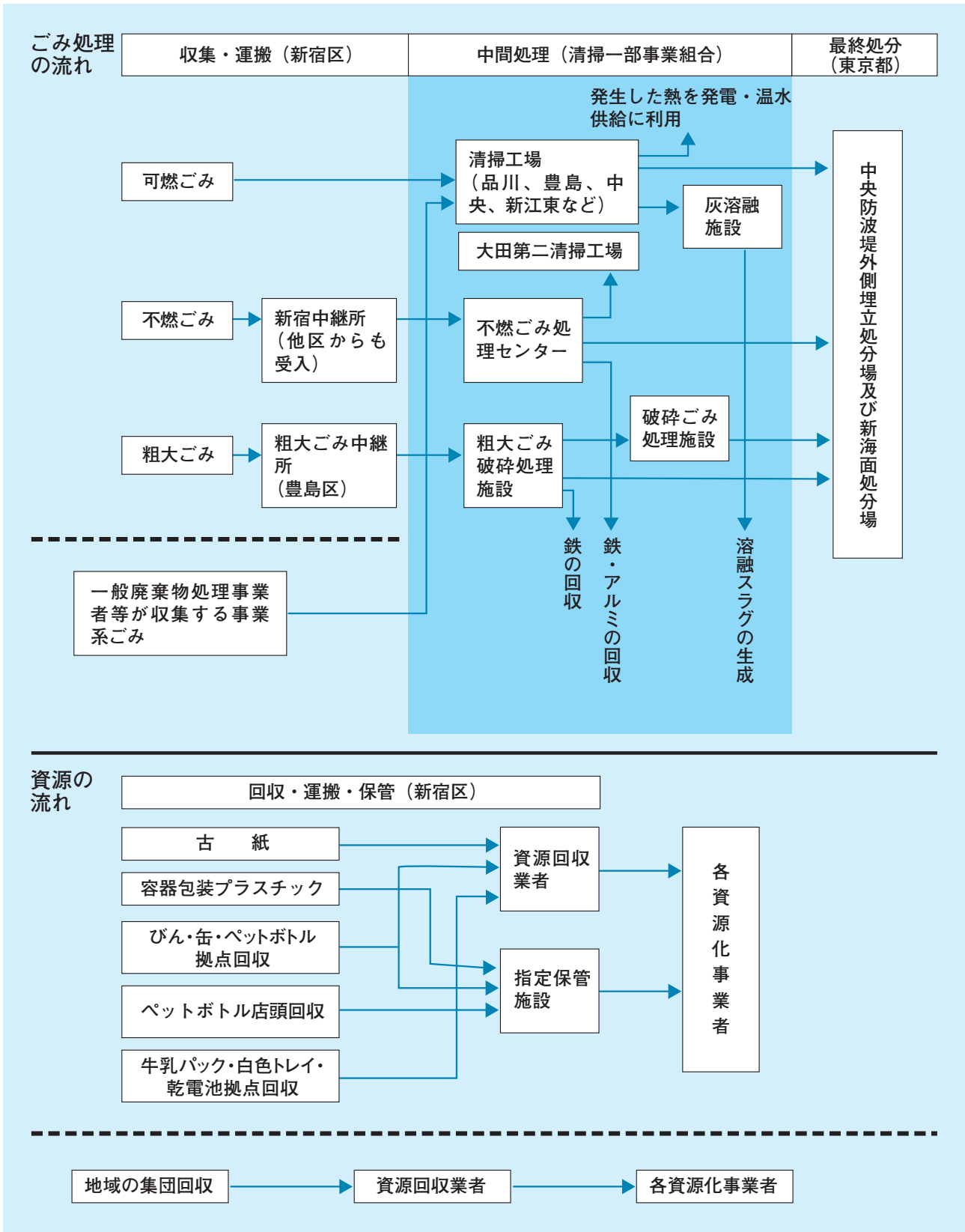
区分／年度	平成12	13	14	15	16	17	18
廃棄物処理手数料	929,105	836,930	776,801	728,766	665,359	621,091	589,453
回収資源売払収入	25,170	23,628	25,405	41,078	43,863	47,572	62,421
その他の収入	4,543	3,434	5,634	8,510	3,242	5,097	5,796
合計	958,818	863,992	807,840	778,354	712,464	673,760	657,670

※12～16年度は清掃事業臨時特例交付金を除く



3 ごみ・資源の処理の流れ

(1) ごみ・資源の処理の流れ図



(2) 収集・運搬

① 平成20年度からの区の収集形態

平成20年度からの収集形態は、下表のとおりです。

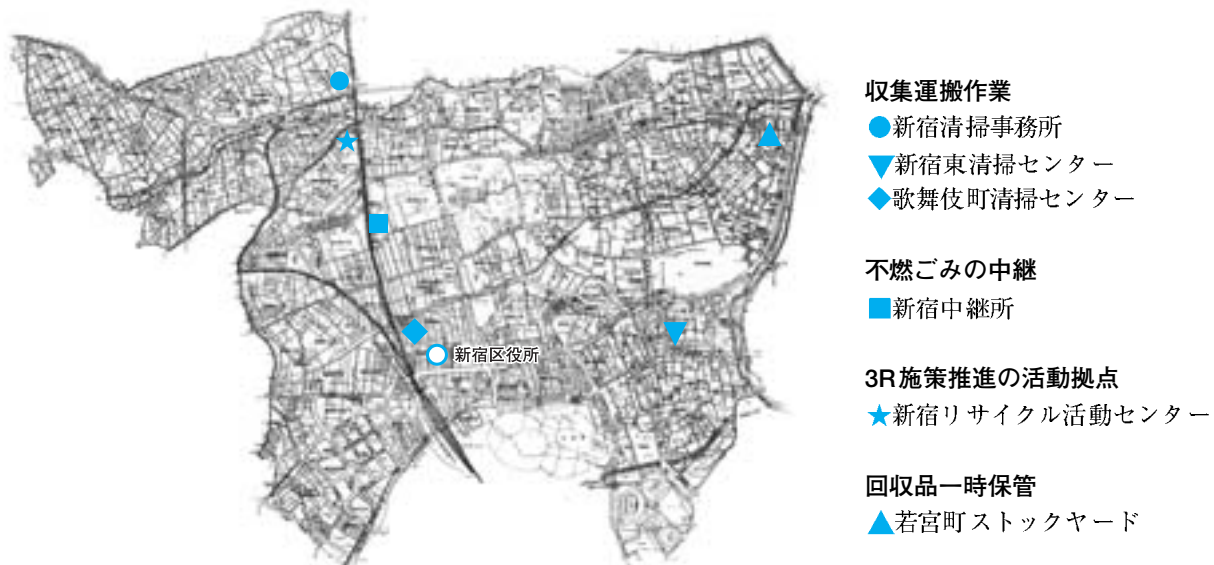
事業系ごみは事業者自らが処理することが原則ですが、排出するごみが日量50kg未満の小規模事業者については、一部、家庭ごみと同様の形態で行政が収集を行っています。事業系については、ごみ、資源とも有料です。

収集形態

区分	対象ごみ等	収集回数	収集場所	事業者	
可燃ごみ	厨芥、紙ごみ、容器包装以外のプラスチック、ゴム、皮革製品	週2回 (一部繁華街週6日)	集積所	○※	
不燃ごみ	金属、ガラス、陶器等	週1回	集積所	○	
資源回収	古紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック	週1回	集積所	○
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	週1回	集積所	○
	びん・缶・ペットボトル	びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル	週1回	資源回収拠点	○
	ペットボトル	ペットボトル	随時	スーパー、コンビニ等の店頭	
	乾電池	乾電池	随時	出張所等の回収拠点	
	牛乳パック	牛乳パック	随時		
	白色トレイ	白色トレイ	随時		
粗大ごみ	家具、電化製品等の大型ごみ	申込制	家の前		

※○の項目については、有料シールを貼付することで、事業者の排出を認める。
集積所…区内約17,000箇所、資源回収拠点…区内約2,800箇所

② 新宿区内のリサイクル清掃施設



③ 区の収集運搬体制

新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターの1所、2センターで、可燃ごみ、不燃ごみの収集と、古紙、ペットボトル、容器包装プラスチックの資源回収を、直営車両と雇上車両により行っています。また、粗大ごみの収集と、びん・缶・ペットボトルの資源回収拠点の回収、白色トレイなどの拠点回収は民間委託で行っています。

収集運搬車両については、環境面を配慮し、LPG車、CNG車の導入を図っています。

④ 不燃ごみ中継

不燃ごみについては、新宿中継所で小型の収集車から大型のコンテナに積み替え、運搬の効率化を図っています。この施設では、23区間の協力体制のもと他区の不燃ごみも受け入れています。施設の運営にあたっては、排気、排水、騒音振動対策に留意しています。また、定期的に環境調査を実施しています。

⑤ 粗大ごみ中継

粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで予約を受け、民間委託により収集します。豊島区にある粗大ごみ中継所に持ち込み、小型ダンプ車から中型プレス車に積み替え、運搬の効率化を図っています。

清掃工場等施設配置図

平成19年12月現在



(3) ごみの中間処理

区が収集したごみや、一般廃棄物処理業者や排出事業者自らが持ち込んだ一般廃棄物は、清掃一部事務組合で処理します。清掃一部事務組合は、ごみの焼却や破碎などの中間処理やし尿の処理などを共同で行うために、23区が設置した団体です。

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理します。新宿区内には清掃工場がないため、他区に所在している清掃工場に持ち込みます。

焼却により、ごみの容積は約1/20になります。更に焼却灰を溶融し、砂状の溶融スラグにすることで、最終的に約1/40になります。この溶融スラグは建設資材等に利用できます。

不燃ごみは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで破碎・減容し、鉄・アルミを回収した後、一部は大田第二工場で熱分解しています。

粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄を回収した後、可燃部分は焼却しています。

(4) ごみの最終処分

可燃ごみの焼却灰や破碎した不燃ごみ等は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分します。

ごみの埋立処分にあたっては、飛散防止や汚水処理等の環境対策が図られています。

新海面埋立処分場は、東京港内に確保できる最後の埋立地です。残された処分場をできるだけ長く使うことが大きな課題です。



(5) 資源の処理

区が回収する資源については、古紙、無色のガラスびん、缶類、ペットボトルの一部、白色トレイ、乾電池を区が委託する民間事業者が処理しています。残りのペットボトル、無色以外のガラスびんに関しては、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを利用し、再商品化しています。平成20年度から本格実施する容器包装プラスチックの回収についても、指定法人ルートを利用します。容器包装リサイクル法の制度を利用したリサイクルでは、容器や包装を製造したり、中身を販売するため容器や包装を使う「製造・利用事業者」に、再商品化を義務付けています。

4 3R施策の推進

区では、実際のごみ・資源の処理を適切に行う一方、資源循環型社会の実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3Rの推進のため、普及啓発等を行っています。

(1) 清掃事務所による環境学習

清掃事務所及び各清掃センターでは、希望する学校や町会、地域の団体などに対して、ごみの分別体験やリサイクルの必要性などについての出前講座を行っています。学校については、保育園・幼稚園から高等学校までを対象としています。平成18年度には42校・園で出前講座を実施しました。また、中学校では、実際に収集作業を体験する職場体験も行っています。

(2) その他の普及啓発

各種イベントでの周知活動、普及啓発冊子の作成・配布、日用品の修理再生や施設見学会などを実施しています。

(3) 新宿リサイクル活動センター

新宿リサイクル活動センターは、区民の3R意識の普及、啓発を推進するため不用品再利用事業やリサイクル活動団体との協働による講座、講習会など、住民参加型の活動の支援を行っています。施設運営にあたっては「指定管理者制度」を導入し、民間的手法を生かした柔軟な活動を行っています。

① 情報コーナーの運営

ごみ減量や3R、清掃行政に関する情報の収集を行い、図書、資料、ビデオの閲覧と貸出、資源回収モデルステーションの設置、広報紙やホームページによる情報の発信を行っています。

② リユース事業

家庭の不用品を持ち寄るリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の設置、家具・自転車の再生販売、日用品修理再生事業などを行っています。18年度の「もいちど倶楽部」の利用実績は出品者数5,520人、出品点数80,544点、販売点数66,579点でした。

③ 講座・講習会、イベント事業

ごみ減量やリサイクル意識の啓発を進めるための各種の講座・講習会や環境学習・職業体験等を行っています。18年度の講座・講習会は地域への出前講座を含めて44回、環境学習等は58回実施しました。また、各種イベントやフリーマーケットを開催しています。

5 現状から見た課題

ごみ処理と資源回収の現状からみると、新宿区のリサイクル清掃事業は様々な課題を抱えています。今後10年間の計画の中で、特に大きなウエイトを占める3つの課題を取り上げます。

(1) 資源の有効活用と埋立処分場の延命

○廃プラスチックの埋立てと最終処分場のひっ迫

これまで、23区の不燃ごみは破碎して、東京港にある最終処分場で埋立処分されてきました。しかし、このまま不燃ごみの埋立てを続けると、処分場は約30年で満杯になると予測されています。23区で埋め立てられる不燃ごみの約6割と言われる廃プラスチックの減量が大きな課題です。また、貴重な石油資源によって製造されたプラスチックをそのまま埋め立てることは、資源の有効活用の点からも望ましいことではありません。

○廃プラスチック等の焼却処理の方針決定

現行の可燃ごみ・不燃ごみの分別が開始された昭和48年当時は、清掃工場の排ガス・排水処理技術や焼却炉の能力の問題で、増加する廃プラスチックの焼却に対応できませんでした。しかし、清掃工場の設備の性能は飛躍的に向上し、適切な燃焼管理や排ガス処理設備等によりダイオキシン等有害物の対策も図られ、廃プラスチックの焼却に対応できるようになりました。

そこで23区は、平成17年10月に、資源の有効活用と埋立処分場の延命のため、プラスチックの再生利用を進める一方、20年度からリサイクルに適さないプラスチックやゴム、皮革製品は可燃ごみとして焼却し、熱エネルギーや電力として活用（サーマルリサイクル）する方針を決定しました。

○新宿区における資源・ごみの分別方法の変更

新宿区では、この23区の方針を踏まえて可燃ごみ・不燃ごみの区分を変更するにあたり、新たに容器包装プラスチックの資源回収を行い、区内に清掃工場が所在しない区として積極的にプラスチックの資源化に取り組み、ごみの減量に努めることとしました。

平成19年7月から開始した一部地域でのモデル収集では、排出実態を調査したり、廃プラスチックの入った可燃ごみを持ち込んだ清掃工場での安全性や環境への影響について実証確認を行い、万全を期しています。

平成20年4月の本格実施に向け、この35年ぶりのごみ分別区分の変更を、円滑に実施していかななくてはなりません。

(2) 事業系ごみの減量と資源化の推進

○区内のごみ排出量の7割が事業系ごみ

新宿区は地域特性として事業系ごみの占める割合が大きく、新宿区内で排出されるごみ量の7割が事業系のごみと考えられます。平成18年度でみると、区全体のごみ量約19万トンのうち、約13.3万トン程度が事業系です。事業活動から生じるごみについては、事業者の自己処理責任の原則があり、約9.6万トンについては、事業所から民間の廃棄物処理業者等を通じ、清掃工場に直接持ち込まれています。ただし、ごみの排出が日量50kg未満の小規模な事業者については、有料シールを貼付したうえで、区のごみ収集時に排出することが認められています。区が収集するごみ量のうち、6割が家庭ごみ、4割が事業系ごみという状況にあり、事業系ごみは約3.7万トンにのぼります。

○事業系ごみのあり方

新宿区においては、この事業系のごみ約13万トンの動向が、今後のリサイクル清掃施策に大きく影響を与えるものとなっています。大規模事業者は、比較的ごみの減量化が進んでいますが、中・小規模事業者については、適正な排出の指導とともに、ごみの減量や資源化に向けた働きかけが必要です。また、自己処理責任の観点から、民間の廃棄物処理業者への移行を促進することも必要です。

(3) 家庭ごみの分別と資源化の推進

○区収集ごみ量の18%以上が資源ごみ

18年度に区が収集したごみ量は約9.3万トンです。内訳は、可燃ごみが約6.9万トン、不燃ごみが約2.2万トン、粗大ごみが約0.2万トンです。

19年度排出実態調査によれば、家庭から出る可燃ごみの17.1%、不燃ごみの22.3%がリサイクル可能な資源であるという状況です。可燃ごみの中には、新聞・雑誌や紙製容器包装などが、不燃ごみの中には、ペットボトルや白色トレイ、びん、缶、紙製容器包装などが資源ではなくごみとして捨てられています。区が収集するごみは一部事業系も含まれていますが、同様な傾向があるとみなして、18年度の区収集ごみ量からごみとして排出されている資源量を推計すると、年間約1.7万トンにもなります。これは18年度の資源回収量約2.1万トンの8割に相当する量です。

○家庭ごみの分別徹底について

区が収集しているごみの6割（約5.6万トン）は、家庭から排出されていると推計されます。ごみ減量や資源化の推進には、事業者の分別の徹底や自己処理の促進とあわせて家庭ごみの分別の徹底が欠かせません。

現在ごみとして排出されている資源が、すべて適正に分別され回収できたと仮定し、更に

平成20年4月から実施する容器包装プラスチック資源化の計画量0.3万トンを加えると、資源回収量は約4.1万トンとなります。このときの区収集ごみ量と資源量の合計は約11.4万トンとなり、これを分母に資源量を割ると、資源化率は35%を超えることとなります。

これは仮定の計算ですが、ごみの減量と資源化の促進にとって、分別の徹底はその要です。平成20年4月からの資源・ごみの分別方法の変更を契機として、家庭ごみの分別の徹底を図る必要があります。

1 基本的な考え方

ごみの発生自体を抑え 資源循環型社会を目指す

平成19年12月に策定された新宿区基本構想・総合計画では、区の基本目標の一つとして「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げ、その中の個別目標として「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」を掲げています。今後の新宿区のまちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle）の3R（スリーアール）の中でも、特に、ごみの発生抑制が重要です。

平成20年（2008年）から、京都議定書による温室効果ガス削減の第1約束期間（2008～2012年）に入りました。その対応策の一つとしても、ごみの減量やリサイクルの推進の重要性は高まっています。特に新宿区は区内に清掃工場がなく、ごみの焼却については他区に所在している工場施設を利用している現状があります。大繁華街を有し、人口の流動性が高い新宿区の特徴を踏まえながら、区民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生抑制をはじめとする3Rに取り組み、次の世代に残せる持続可能な資源循環型社会の構築に努めなくてはなりません。

環境への負荷を抑え 効率的に事業を実施する

清掃事業、資源回収事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。また、事業の運営には、多大な経費を要します。事業実施に当たっては、環境への配慮を徹底するとともに、効率的な事業運営を追究していかなければなりません。その際には、ごみの処理や資源化に要する経費などの適正で公平な負担のあり方の検討も必要です。

2 取り組む施策項目

具体的な施策実施にあたっては、次の4つを柱とします。

(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指します。

(2) 資源回収の拡充による循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源をむだにしない循環社会を目指します。

(3) 適正なごみ処理を行う社会

ごみの発生抑制や再使用、再生利用の末、ごみとなって排出されたものについては、適正に処理を行う社会を目指します。

(4) 区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

スリムで循環し、適正なごみ処理を行う社会の実現のため、区民・事業者・行政が各自の責任（リスポンシビリテイ Responsibility）を果たす社会を目指します。

(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会

① ごみの発生抑制の推進

・消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

マイバッグの持参や簡易包装商品の購入、詰め替え用商品の活用など、ごみ発生抑制に向けた区民意識の喚起に努めます。

レジ袋削減などに取り組む事業者を支援していきます。

② ごみの発生抑制のための区民・事業者・行政の連携

・地域の団体等との連携

区内の資源集団回収実践団体との情報交換に努めます。地域の自主的組織である清掃協会及び環境や消費生活に関する地域団体、区長が委嘱するエコライフ推進員等と連携して、ごみ減量やリサイクルの推進を図ります。

・3R推進協議会の設立・運営

区民・事業者・行政が相互に理解し、実現可能なごみ減量の取り組みを検討するため、仮称「3R推進協議会」を、平成20年度に設置します。

③ 不用品再使用の促進

・リサイクルショップ、フリーマーケット等の情報提供

民間ベースで運営しているリサイクルショップやフリーマーケット等について、積極的に情報提供していきます。

④ 新宿リサイクル活動センターの建替え・拡充

・新宿リサイクル活動センターの建替え

新宿リサイクル活動センターでは、不用品再利用事業や3Rの普及・啓発のための講座等を実施しています。3R活動の更なる充実を図るため、平成24年度に新宿リサイクル活動センターを建替えます。建替えにあたっては、施設機能を充実させるため、関係

団体も含め十分な検討を行っていきます。

・リサイクル活動センター分館の開設

戸塚小売市場廃止後の活用として、新たに大型家具のリユースやリサイクル活動の場を、リサイクル活動センターの分館として平成22年度に設置します。

⑤ ごみ発生抑制手法の検討

・家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

家庭ごみの有料化は、区民のごみの減量やリサイクルへの当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側もごみの少ない商品を提供するように誘導されるなど、ごみの発生抑制効果が期待されます。新宿区リサイクル清掃審議会では、平成18年3月の報告の中で、家庭ごみ有料化に関してはいくつかの課題はあるものの、ごみ発生抑制手法としての有効性を評価しています。国も、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定するなど、家庭ごみ有料化の推進に向けた条件整備を行っています。

家庭ごみの有料化については大都市での実施は難しいと言われてきましたが、平成20年1月現在で、政令指定都市のうち北九州市、福岡市、京都市が有料化を実施しています。また、東京都の市部では、26市中16市が家庭ごみ有料化を実施している状況です。これらの市では実施後1年で、10%前後から多いところでは30%を超えるごみが減ったとの結果が出ています。

本計画では、平成29年度までの10年間で、ごみ量を半減するというハードルの高い減量目標（P34～38参照）を設定しましたが、この目標を達成する上でも考慮すべき手法と考えます。しかし、有料化は区民に直接負担を課するものであり、不法投棄などの懸念もあり、区民との十分な意見交換が必要です。今後の課題として議論を深める場を設定し、幅広い意見の聴取に努め、ごみ減量の推移を見ながら検討を進めていきます。

(2) 資源回収の拡充による循環する社会

① 集団回収の充実

町会などの地域団体による資源集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なくすみ、地域団体の収入になる点ですぐれた手法です。また、一部業者による資源の抜き取りの予防策としても効果があると言われていています。その一方、町会などの世話人の負担や収集回数が少ないなど課題もあります。

現在、区では集団回収実施団体に対して、報奨金や物品の支給などの支援を行っています。今後一層の推進に向けて、報奨金対象品目の拡大などの支援を行います。また、他の自治体の状況も参考にしながら、集団回収システムの充実・強化について検討していきます。

② 現行の資源回収の徹底

現在ごみとして排出されているものの中にも、まだまだ資源回収対象物が含まれています。例えば、家庭から出る可燃ごみの中には紙類が30%程度を占めていますが、この中には資源化可能な紙類も多く含まれています。適切な普及啓発や排出指導により、ごみの中に混入している資源の回収の徹底を呼びかけていきます。また、現在資源回収拠点の少ない繁華街などの地域の拠点設置を図ります。

③ 容器包装プラスチックの資源回収の開始

より積極的な廃プラスチックの減量と資源化のため、新たに容器包装プラスチックの資源回収を行います。すでに、平成19年7月から一部地区でモデル実施していますが、平成20年4月から、区全域で本格実施します。モデル地区の状況を参考にしながら、円滑な全域実施に努めます。

モデル地区では、モデル収集開始以降徐々に新しい分別への理解が進み、19年度の資源回収量は当初予定した回収量に達する見込みです。モデル地区の方々からは、資源となるプラスチックの見分け方や汚れをどの程度取ればいいのかといった疑問、周知方法についての要望など様々な声をいただいています。これらの声を生かして資源回収の推進を図ります。

④ 新たな資源回収の検討

現在資源回収を行っていない品目については、費用対効果や回収による環境負荷など、実施のメリット・デメリットを十分考慮しながら、資源化が可能か検討を進めます。

(3) 適正なごみ処理を行う社会

① 新分別の円滑な実施

35年ぶりのごみの分別区分の変更と新たな資源回収の開始にあたり、収集運搬体制を整備し円滑な実施に努めます。区民に対しては、十分な情報の浸透と協力の喚起が不可欠であり、区を挙げての周知活動を行います。その際には、行政からの一方向の情報提供だけでなく、各種活動団体や新分別普及ボランティアによる周知活動など、一般区民も参加した様々な主体による取り組みを行います。

また、新分別の開始後しばらくは、排出現場で不適切な分別のごみ・資源が多く出されることが予想されます。これに対しては、区民とともに、適切な排出がなされるように努めます。

② 不法投棄等への対応

集積所に出された、分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域の住民の協力をえながら、清掃事務所の職員によるきめ細かな排出指導を行います。

③ 作業の効率化と適切な費用負担

・収集運搬作業の効率化

ごみの分別区分の変更により、資源・可燃ごみ・不燃ごみの量の割合が変わってきます。例えば、不燃ごみの収集回数の見直しを行うなど、ごみの状況にあわせた収集体制を整備し、作業の能率向上と経費の効率化を図ります。

・不燃ごみ中継所の運営

プラスチックが資源や可燃ごみに移行するため、不燃ごみの量や組成は変化していきます。これらの変化に対応した運営や施設整備を行います。

・適切な費用負担

事業系ごみや粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合を図り、適切な費用負担を求めています。

④ 事業者への指導

事業系のごみについても、ごみの減量や資源化の推進に向け、適切な指導や情報提供を行っていきます。

・事業用大規模建築物への指導

延床面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物については、毎年再利用計画書の提出を義務づけています。これは当該建築物から排出される資源・ごみの処理方法を明示するものですが、この計画書に基づき立ち入り指導を行うとともに、適正分別の徹底及びリサイクル率の向上を指導していきます。

・事業系ごみの区による収集の見直し

現在区が収集しているごみ排出日量50kg未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、事業者の理解と協力のもと基準を見直し、行政による収集から民間の廃棄物処理業者による収集への切り替えを進めていく必要があります。

・一般廃棄物処理業者等に対する指導

新宿区内を作業場とする一般廃棄物処理業者に対して、許可・指導事務を行い、廃棄物の適正な処理を図ります。

⑤ 清掃一部事務組合との協力

区内に清掃工場が所在していない区として、清掃工場を管理運営する清掃一部事務組合と綿密な連携を図ります。また、灰溶融スラグの活用を図ります。

灰溶融スラグ：焼却灰を溶融して生成するガラス状の固体。砂の代替物として路盤材等に利用できる。

(4) 区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

① 区民の果たす役割

・生活スタイルの見直し

自らの生活スタイルを見直し、レンタル用品を活用する、修理して使う、環境負荷の少ない商品を購入するなど心がけることが重要です。

・資源・ごみの適正な排出

資源・ごみの排出に当たっては、分別ルールに則り適正に排出するよう努める必要があります。

② 事業者の果たす役割

・ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売

ごみの発生抑制を進めるためには、事業者側の取り組みが欠かせません。ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売やサービス活動を一層進める必要があります。

・事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業者のごみ処理については本来自己処理が原則です。民間の廃棄物処理業者に委託している事業者も区の収集に出している小規模事業者も、適正なごみの排出や減量、資源化に努める必要があります。

③ 区の果たす役割

・拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

行政の行っているごみリサイクル処理費用について、拡大生産者責任の考え方に基づき事業者の負担を位置づけるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていきます。

拡大生産者責任：従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方。これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みである。

・多様な普及啓発

外国人人口が多いこと、区民の転出入が多いこと、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な周知活動が求められています。区の関係組織や国際交流組織、不動産業者などとの連携等によりさまざまな媒体を活用した周知活動を行い、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性をアピールしていきます。また、環境・リサイクル教育について、学校や地域と連携を図りながら創意工夫して推進していきます。

3 ごみ減量目標の設定とごみ量推計

(1) 積極的なごみ減量目標の設定

第3章冒頭に掲げた本計画策定にあたっての基本的な考え方にある、「ごみの発生自体を抑え資源循環型社会を目指す」にあたっては、区のみでなく区民や事業者と協働して取り組んでいかななくてはなりません。その取組みにあたっては、分かりやすくスローガンとなる目標を設定することが必要です。

新宿区リサイクル清掃審議会においても、「ごみ減量の推進や資源化率の向上については、高いハードルであっても区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組む合言葉になるような目標を掲げていくべきである。」として、

○区民一人当たりの区収集ごみ量について、

平成17年度を基準として29年度までに50%減を目指し、

○資源化率〔資源回収量／(区収集ごみ量+資源回収量)〕について、

平成17年度の17.4%から29年度までに倍に当たる35%に向上させる

という大きな目標を掲げるべきとの答申を受けました。

この目標を達成することは容易なことではありませんが、本計画では上記のごみ減量目標、資源化率向上目標を将来に向けてチャレンジすべき目標として位置づけ、「ごみ半減、リサイクル倍増」を合言葉に区民や事業者と協働して取り組みます。

みんなで取り組むチャレンジ目標 「ごみ半減、リサイクル倍増」

(平成29年度までに区収集ごみ量対17年度50%減、資源化率35%へ)

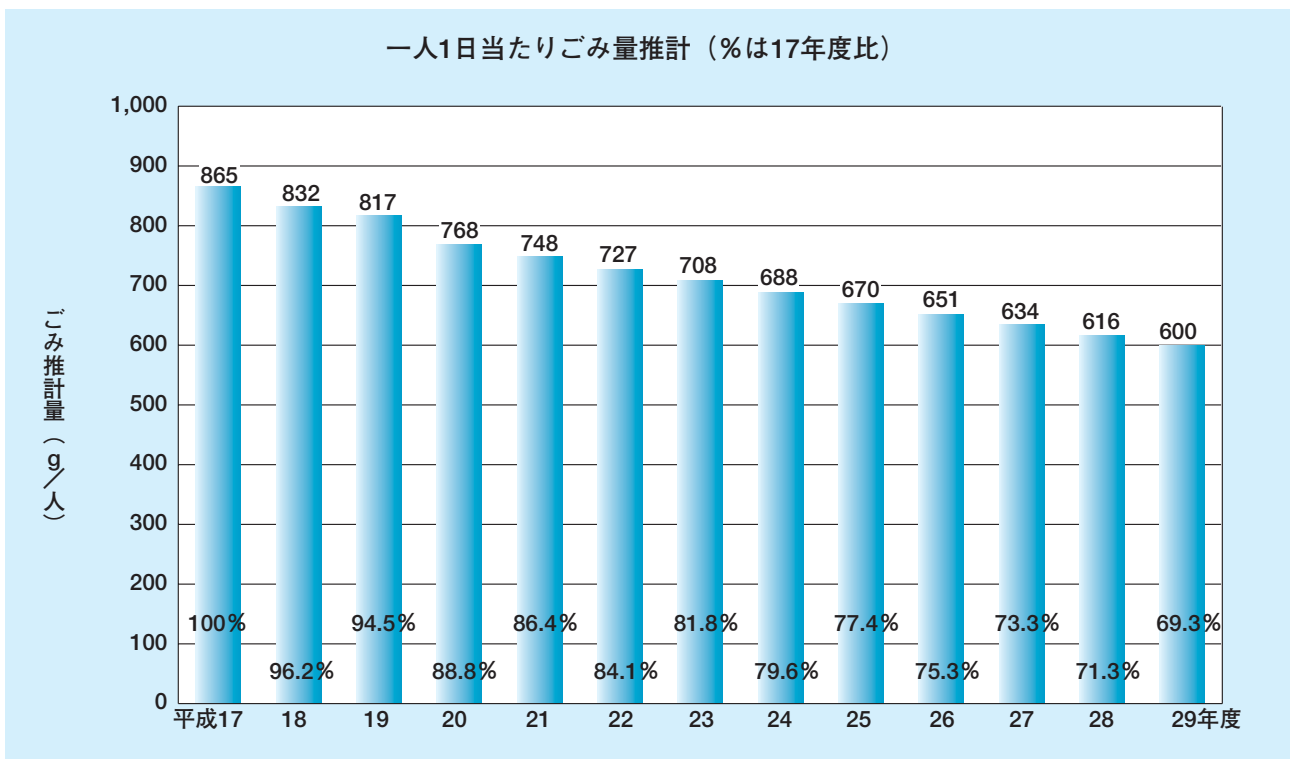
※比較基準年度は、新宿区リサイクル清掃審議会答申を踏まえ平成17年度とします。

(2) 既定施策が継続して推進された場合のごみ量推計

「ごみ半減、リサイクル倍増」のチャレンジ目標に取り組むにあたり、まず現在行っている施策が継続して推進され、さらに平成20年度からの容器包装プラスチックの資源回収が順調に実施された場合のごみ量等の推移を推計してみます。

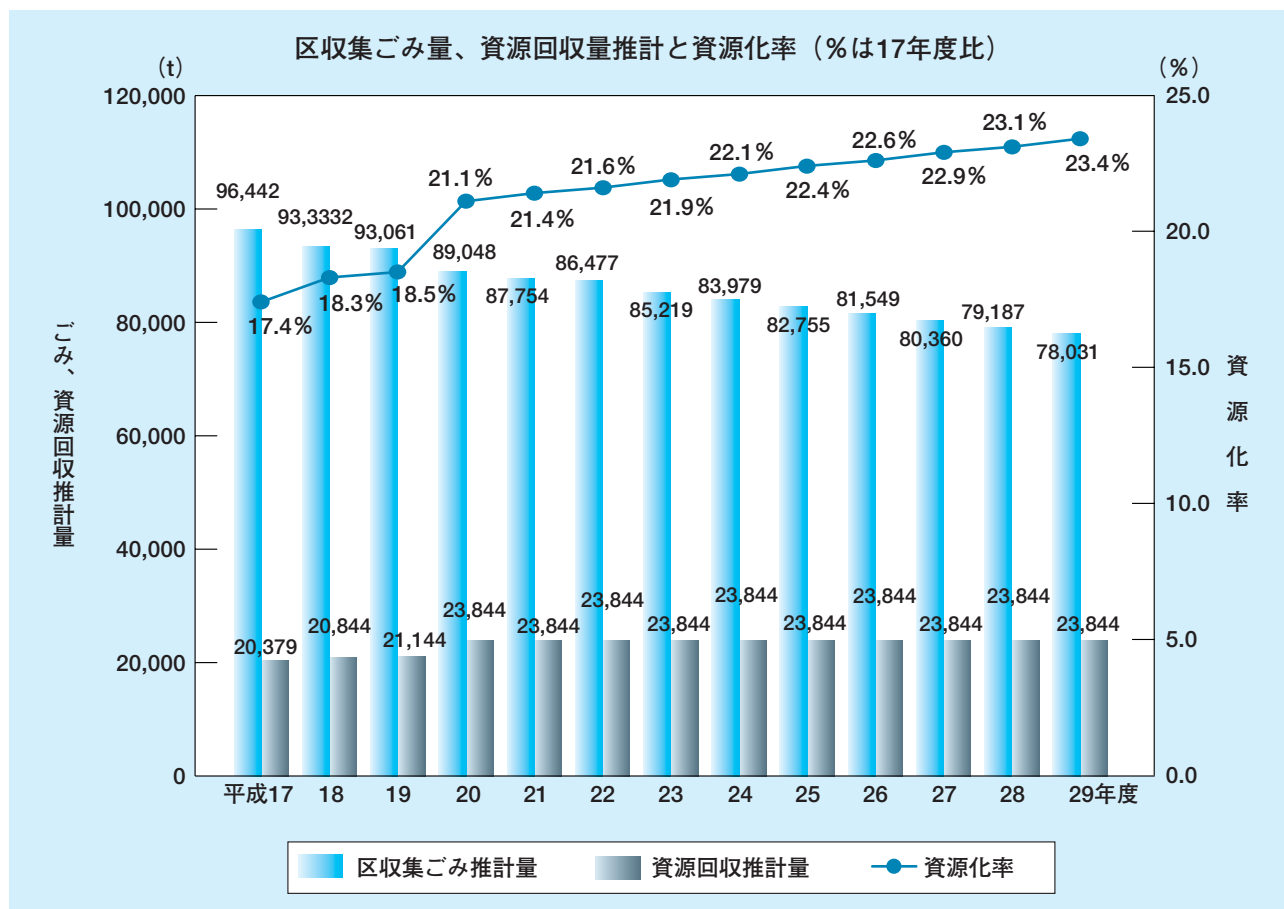
※ここでの推計は、これまでのごみ量等の傾向や施策がそのまま継続した場合の数値です。容器包装プラスチックの資源回収については考慮していますが、人口動向や景気動向を加味したものではありません。なお、減少率は平成17年度までの過去5年間の対前年度変化率のうち、最大・最小値を除いたものの平均値としています。18年度は実績数値です。

① 一人1日当たりごみ量推計（区収集ごみ量を区人口で割り返した数値）



一人1日当たりごみ量の推移から年間減少率を2.6%とし、今後も同様に減少するとしうえで、20年度の容器包装プラスチック資源回収開始を考慮した数値とします。

② 区収集ごみ量・資源回収量の推計と資源化率の推計



区収集ごみ推計量については、区収集ごみ量の推移から年間減少率を1.4%とし、今後も同様に減少するとしてうえで推計します。また、20年度からの容器包装プラスチック資源回収開始を考慮した数値とします。

資源回収推計量については、16～18年度の実績から、基本的な資源量は変化しないとしてうえで推計します。また、20年度からの容器包装プラスチック資源回収開始を考慮した数値とします。

資源化率については、それぞれの推計量に基づき下記の算式で推計します。

$$\text{資源化率} = \text{資源回収量} \div (\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量})$$

(3) 更なる取り組みによるチャレンジ目標の達成

このように推計してみると、既定の施策の推進によって一人1日当たりのごみ量は、平成29年度には17年度対比で30.7%の減量と推計され、同じく資源化率は23.4%と6%向上すると推計されますが、「ごみ半減、リサイクル倍増」のチャレンジ目標とはまだまだ隔たりがあります。

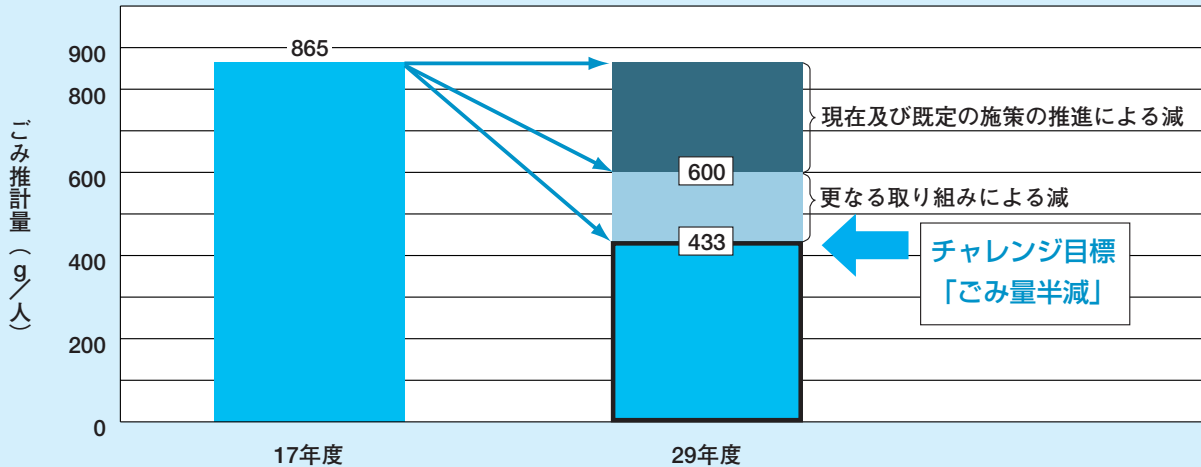
したがって、チャレンジ目標を達成するためには、「2 取り組む施策項目」で示した各施策の更なる取り組みが欠かせません。

(4) チャレンジ目標達成に向けてのイメージ図

基準の年度とした平成17年度から、本計画最終年の29年度に向けてのイメージを示します。

* 現在及び既定の施策の推進による増減値は、所定の条件による推計値です。

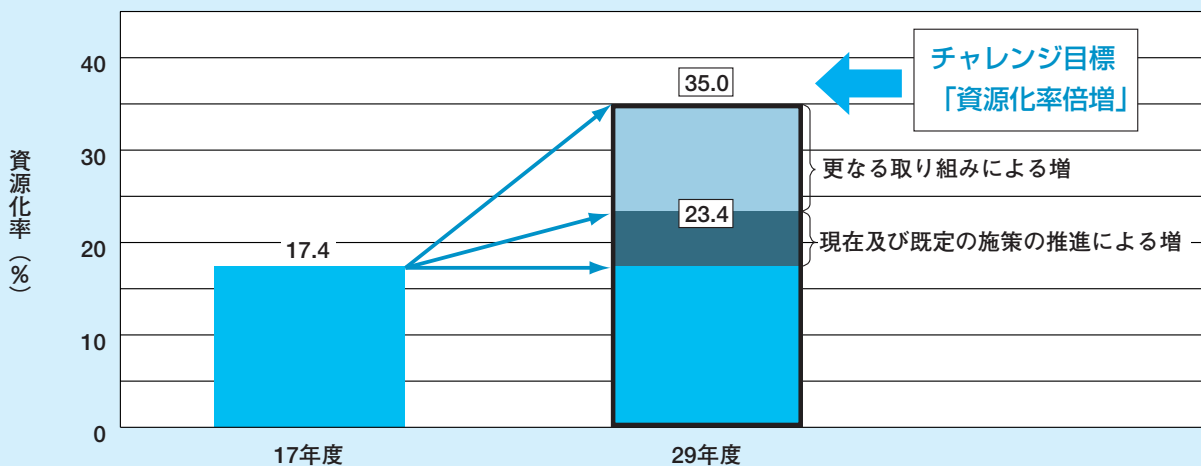
一人1日当たりごみ量の推移 [区収集ごみ量 ÷ 新宿区人口 ÷ 365日]



更なる取り組みの例

- ・ごみ発生抑制意識の徹底によるごみ減量
- ・資源回収の推進によるごみ減量
- ・事業系ごみの発生抑制・資源化の推進によるごみ減量

資源化率の推移 [資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)]

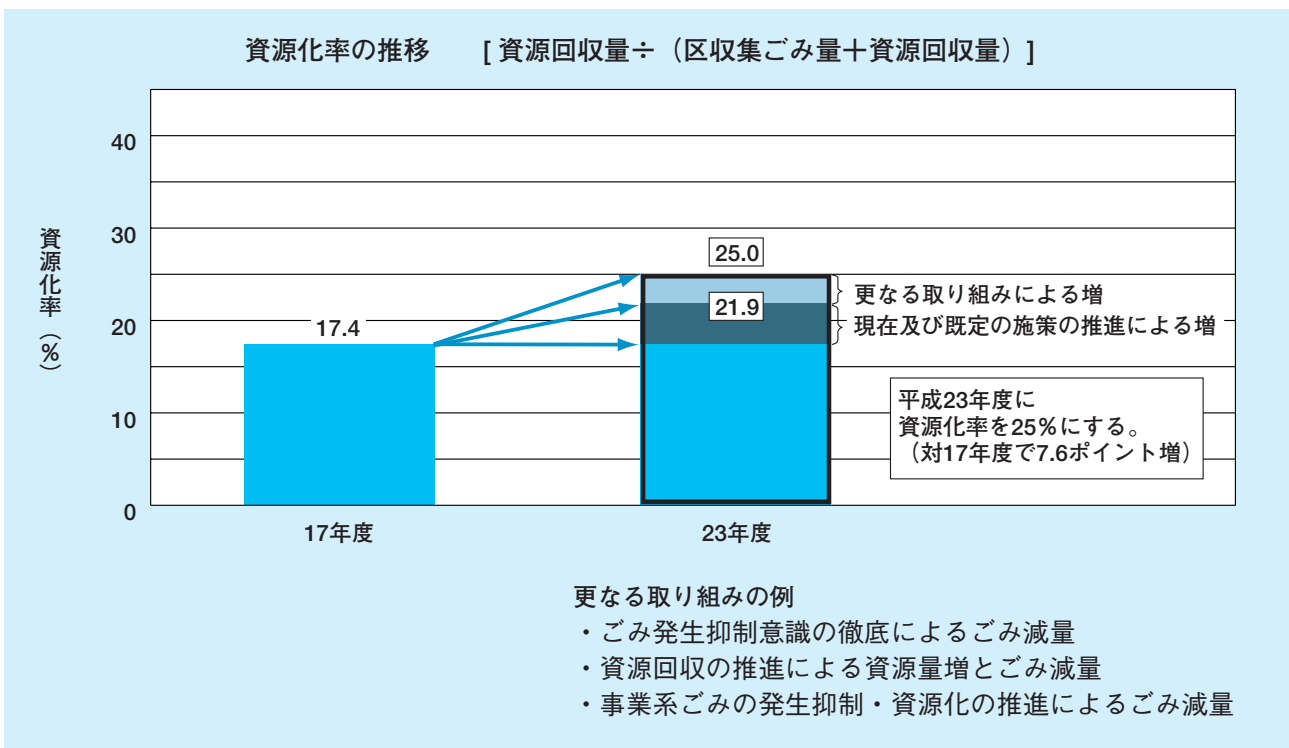
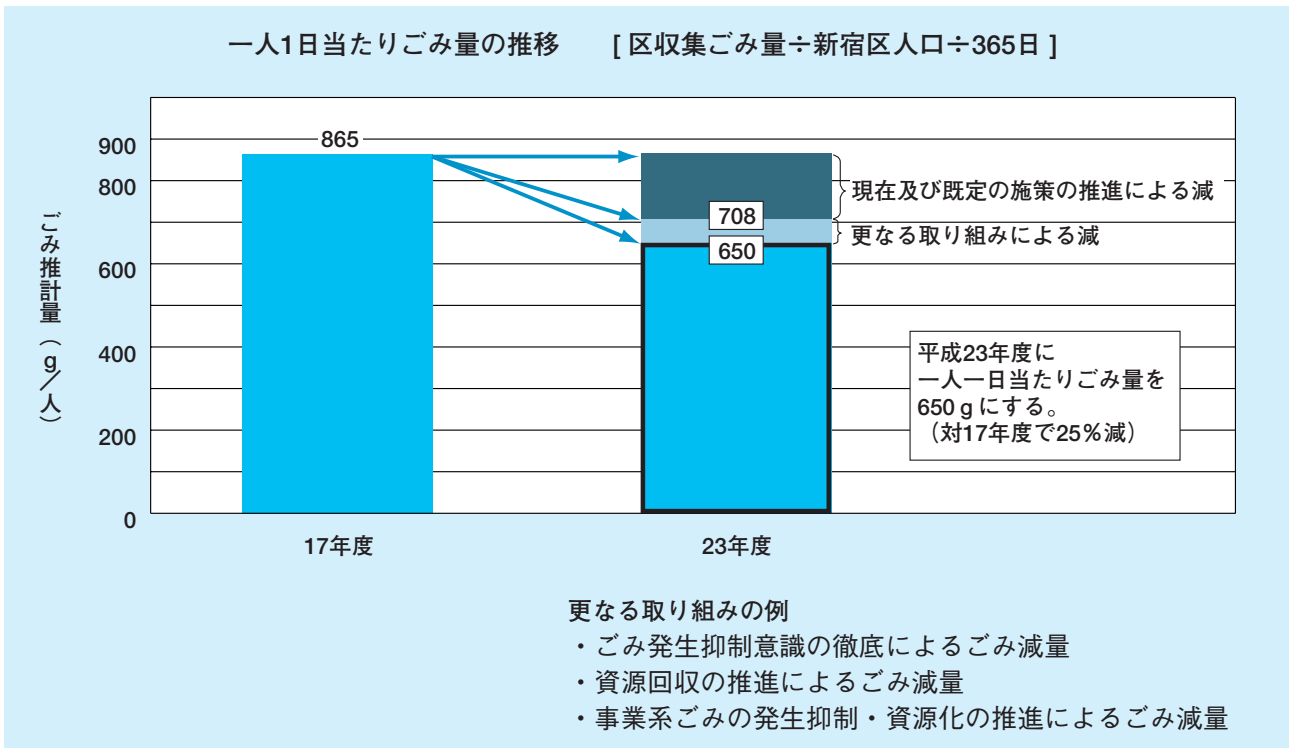


更なる取り組みの例

- ・ごみ発生抑制意識の徹底によるごみ減量
- ・資源回収の推進による資源量増とごみ減量
- ・事業系ごみの発生抑制・資源化の推進によるごみ減量

(5) 当面のごみ減量、資源化率向上目標のイメージ図

平成29年度のごみ半減、リサイクル倍増というチャレンジ目標に向け、新宿区第一次実行計画の最終年度に当たる23年度までを当面の目標として、下記のように設定します。



体系図

一般廃棄物処理基本計画



1 基本方針

区内の下水道普及率はすでに100%となっていますが、なお5戸のくみ取り戸が残存しています。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、引き続き区による収集・運搬を行います。また、処分については、清掃一部事務組合が下水道放流により行います。

一方、事業活動に伴って排出される「し尿交じりのビルピット汚泥」及び「仮設便所のし尿」は、一般廃棄物処理業者による処理に委ねます。

2 計画年度

平成20年度から29年度を計画期間とし、必要に応じて見直します。

3 生活排水の排出状況

過去5年のくみ取り戸数の推移は、下表のとおりです。

年 度	平成14	15	16	17	18
くみ取り戸数	8戸	8戸	8戸	6戸	5戸

4 計画の目指すところ

残存するくみ取り戸の状況等を勘案のうえ、家庭から排出されるものについては、全量が公共下水道で処理されるように目指します。

また事業活動に伴って排出されるものは、事業者処理責任の徹底を図り、一般廃棄物処理業者による処理に委ねます。

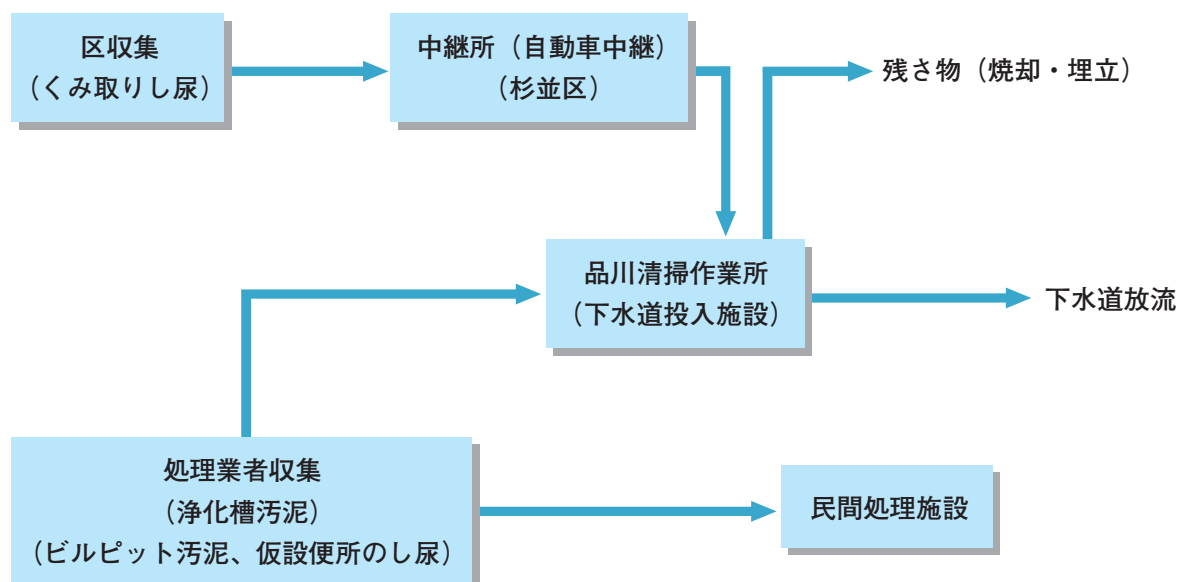
5 処理の主体

生活排水の収集、運搬あるいは処分の主体は、原則として以下のとおりとなります。
 なお、表中の数値は平成20年度の排出量推計値です。

	区 分	収集、運搬	処 分
家 庭 系	し尿	新宿区 日量0.14kl	清掃一部事務組合
	浄化槽汚泥 (汚水を含む)	一般廃棄物収集運搬業者	清掃一部事務組合
事 業 系	し尿	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者
	し尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業者	一般廃棄物処分業者

※家庭系し尿を収集、運搬する際、杉並区にある中継所を使用します。

※事業系し尿等については、民間処理施設への持ち込みを原則としますが、受け入れ体制が整うまでの間、一部を清掃一部事務組合でも受け入れます。



資料編

資料1

東京二十三区清掃一部事務組合の施設一覧

(平成19年1月末現在)

清掃工場名	竣工年月	敷地面積 (約m ²)	焼却炉形式		設計最高 発熱量 (kJ/kg)	規 模 (トン/24h) (トン/炉数)	焼却 能力 (t/日)	煙突 高さ (m)	発電 出力 (kW)	工場 外熱 供給
			灰溶融設備=○(形式)							
中 央	平成13.7	29,000	日立造船・デ・ロール式	A	13,400	600 300×2	600	180	15,000	●
港	平成11.1	29,000	三菱重工・マルチン式	A	13,400	900 300×3	600	130	22,000	
北	平成10.3	16,000	三菱重工・マルチン式	A	12,100	600 600×1	600	120	11,500	●
品 川	平成18.3	47,000	日立造船・デ・ロール式 ○(燃料式)	A	12,100	600 300×2	600	90	15,000	●
目 黒	平成3.3	29,000	日本鋼管・フェルト式	A	11,700	600 300×2	600	150	11,000	●
大田	平成2.3	92,000	タクマ・HN型	A	12,600	600 200×3	600	41	12,000	
			日立造船・熱分解焼却炉 ○(交流アーク式)	A	14,700	600 200×3	420	41	15,000	
多摩川	平成15.6	32,000	石川島播磨・回転ストーカ式 ○(燃料式)	A	12,100	300 150×2	300	100	6,400	●
千 歳	平成8.3	17,000	川崎重工・サン型	A	12,100	600 600×1	600	130	12,000	●
渋 谷	平成13.7	9,000	荏原・旋回流型	B	13,400	200 200×1	200	150	4,200	
杉 並	昭和57.12	36,000	日本鋼管・フェルト式	A	8,800	900 300×3	600	160	6,000	●
豊 島	平成11.6	12,000	石川島播磨・融気管式	B	13,400	400 200×2	400	210	7,800	●
板 橋	平成14.11	44,000	住友重機・W+E式 ○(交流アーク式)	A	12,100	600 300×2	600	130	13,200	●
練 馬	平成4.9	15,000	川崎重工・サン型	A	10,500	600 300×2	520	100	1,500	●
光が丘	昭和58.9	23,000	三菱重工・マルチン式	A	11,300	300 150×2	300	150	4,000	●
墨 田	平成10.1	18,000	日立造船・デ・ロール式	A	13,000	600 600×1	600	150	13,000	●
新江東	平成10.9	61,000	タクマ・HN型	A	13,400	1,800 600×3	1,800	150	50,000	●
有 明	平成7.12	24,000	三菱重工・マルチン式	A	14,200	400 200×2	400	140	5,600	●
足 立	平成17.3	37,000	荏原・HPCC型 ○(プラズマ式・トーチ)	A	12,100	700 350×2	700	130	16,200	●
葛 飾	平成18.12	61,000	タクマ・SN型 ○(プラズマ式・黒鉛電極)	A	12,100	500 250×2	500	130	13,500	●
江戸川	平成9.1	27,000	日本鋼管・フェルト式	A	12,100	600 300×2	600	150	12,300	●
世田谷(建設中)	平成19.12 (予定)	32,000	川崎重工・ガス化溶融式 ○(プラズマ式・トーチ)		12,100	300 150×2	300	100	6,750 (予定)	●

*焼却炉分類 A：全連続燃焼式火格子焼却炉 B：全連続燃焼式流動床焼却炉

*杉並・港清掃工場は、600トン/24hを常用とし、1炉は予備炉としています。

*清掃工場内の灰溶融設備は、清掃工場焼却炉形式欄に○印表示しています。

*焼却能力は、現在のごみを焼却した能力です。

灰 溶 融	施設名	竣工年月	形式	規模	所管	
	中防灰溶融施設	平成18.12	三菱重工 プラズマ式・黒鉛電極	100t/日×4炉	中防処理施設 管理事務所	
不 燃 ご み	施設名	竣工年月	形式	規模	所管	
	中防不燃ごみ処理センター	第1プラント	昭和61.12	三井造船・横型回転衝撃式	33t/h×2基	中防処理施設 管理事務所
		第2プラント	平成 8.10	日立造船・横型回転衝撃式	48t/h×2基	
京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8.11	極東開発・壁型回転衝撃式	8t/h×4基	大田清掃工場		
粗 ご み	施設名	竣工年月	形式	規模	所管	
	粗大ごみ破砕処理施設	昭和54. 6	極東開発・壁型回転衝撃式	27t/h×2基	中防処理施設 管理事務所	
破砕ごみ処理施設	平成 4. 7	荏原・流動床式	180t/日			
し 尿	施設名	竣工年月	形式	規模	所管	
品川清掃作業所(下水道投入施設)	平成11. 1	希釈処理(還元水及び薬液)	100kl/日	品川清掃工場		

資料2

モデル地区におけるアンケート調査結果（抜粋）

1. 調査の概要

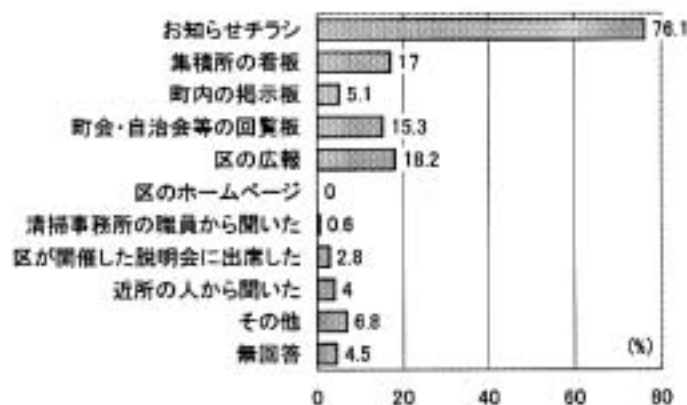
調査対象	新分別モデル地区内の20歳以上の男女500人を無作為に抽出し調査対象とした。
調査方法	調査票の送付・回収は郵送で行った。
調査期間	調査票は平成19年9月3日に発送し、回答期間を9月18日までの15日間としたが、10月25日到着分までを有効回答と扱った。
回収数	発送数 : 500件 有効発送数 : 497件（あて先不明3件） 有効回答数 : 176件 有効回収率 : 35.4%（有効回答数/有効発送数×100）

2. 調査結果

問1 今回実施しているモデル収集を何で知りましたか(あてはまるものすべてに○)。

モデル事業の周知方法については、チラシが76.1%と最も多く、次いで区の広報18.2%、回覧板15.3%である。

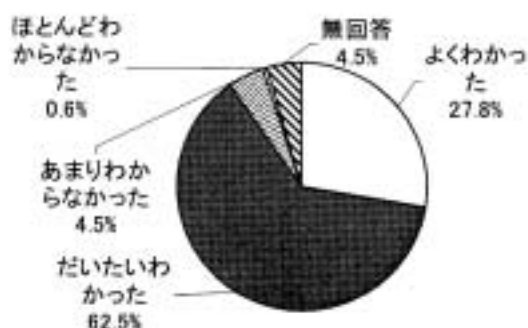
選択肢	件数	割合(%)
1 お知らせチラシ	134	76.1
2 集積所の看板	30	17
3 町内の掲示板	9	5.1
4 町会・自治会等の回覧板	27	15.3
5 区の広報	32	18.2
6 区のホームページ	0	0
7 清掃事務所の職員から聞いた	1	0.6
8 区が開催した説明会に出席した	5	2.8
9 近所の人から聞いた	7	4
10 その他	12	6.8
無回答	8	4.5
全体	176	



問2 新しい分別方法は、ご理解いただけましたか(○は一つ)。

新しい分別方法の理解については、よくわかった27.8%、だいたいわかった62.5%とわかった割合は9割を超える。

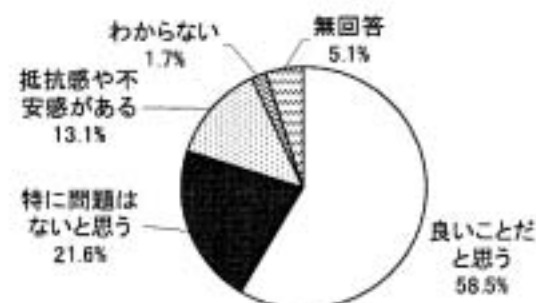
選択肢	件数	割合(%)
1 よくわかった	49	27.8
2 だいたいわかった	110	62.5
3 あまりわからなかった	8	4.5
4 ほとんどわからなかった	1	0.6
無回答	8	4.5
合計	176	100.0



問3 資源回収の対象とならないプラスチックとゴム・皮革製品は「可燃ごみ」として焼却し、熱エネルギーを回収します。焼却により最終処分場に直接埋め立てる「不燃ごみ」の量はかなり減ることとなります。このことについて、どのように思われますか。(○は一つ)。

エネルギー回収については、良いことだと思うが 58.5%と最も多く、次いで特に問題はないと思うが 21.6%で抵抗感を示さない割合が8割を占める。

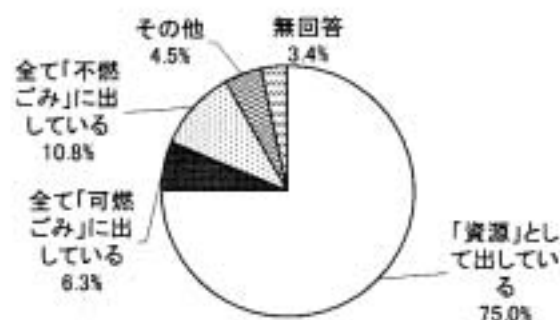
選択肢	件数	割合(%)
1 良いことだと思う	103	58.5
2 特に問題はないと思う	38	21.6
3 抵抗感や不安感がある	23	13.1
4 わからない	3	1.7
無回答	9	5.1
合計	176	100.0



問4 モデル事業を実施してから、容器包装プラスチック(食品トレー・レジ袋・カップ・ボトルなど)のうち、汚れないものをどのように出していますか。(○は一つ)

汚れないものの出し方では、資源として出しているが 75.0%と最も高く、次いで不燃ごみとして出しているが 10.8%である。

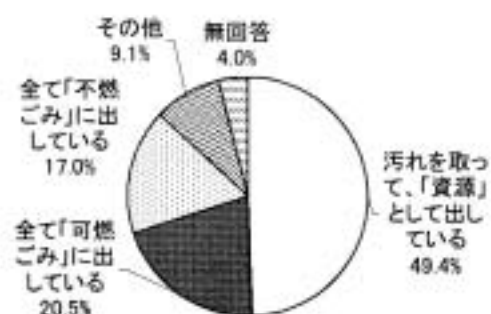
選択肢	件数	割合(%)
1 「資源」として出している	132	75
2 全て「可燃ごみ」に出している	11	6.3
3 全て「不燃ごみ」に出している	19	10.8
4 その他	8	4.5
無回答	6	3.4
合計	176	100.0



問5 モデル事業を実施してから、容器包装プラスチック(食品トレー・レジ袋・カップ・ボトルなど)のうち、汚れるものをどのように出していますか。(○は一つ)

汚れるものの出し方は、汚れを取って資源に出すが 49.4%と最も多く、次いで可燃ごみに出しているが 20.5%である。

選択肢	件数	割合(%)
1 汚れを取って、「資源」として出している	87	49.4
2 全て「可燃ごみ」に出している	36	20.5
3 全て「不燃ごみ」に出している	30	17.0
4 その他	16	9.1
無回答	7	4.0
合計	176	100.0



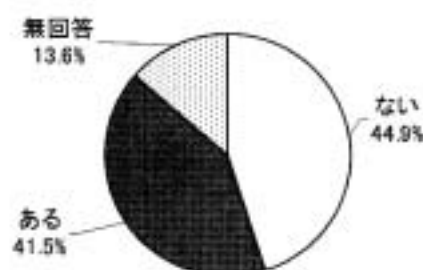
〈その他の回答〉

- 簡単に汚れが取れるのは資源に。汚れが取れにくいものは可燃ごみに。理由は汚れを取ることによって上下水道における環境負荷が強まると思うから。
- 汚れを取らずに資源として。

問6 今回の分別方法の変更に伴い、分別に迷う品物はありましたか。

分別変更に伴い迷うものがあつたは41.5%である。

選択肢	件数	割合(%)
1 ない	79	44.9
2 ある	73	41.5
無回答	24	13.6
合計	176	100.0



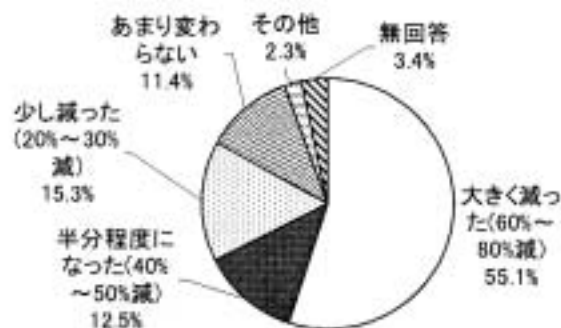
〈分別に迷うもの〉

- “プラ”と書いてないうすいビニール袋。アルミホイル、ダイレクトメールの透明の袋。一見、アルミ系の包装だと思うのに、プラスチックマークがついているもの。
- プラスチックの汚れをどの程度取ればよいのか判断が難しい。
- 容器包装プラスチックとプラスチック製品の区別。シールがついたプラスチックのパッケージ。金具のついている皮革製品、可燃と不燃が混合しているもの。表がフィルムで裏がアルミの袋。
- 包装「プラ」「紙」の表示が小さくてわかりにくい物。保冷材、乾燥剤、使い捨てカイロ、スポンジ。銀紙のようなもの。かさ。おもちゃ。生ごみとビニールを一緒の袋に入れてよいのか？

問7 区では今回の分別方法の変更により、「不燃ごみ」の量が減少すると想定していますが、あなたのご家庭では「不燃ごみ」は、どの程度減りましたか(○は一つ)。

不燃ごみの減少は、減ったと感じたのは82.9%でそのうち大きく減ったと感じたのが55.1%を占める。

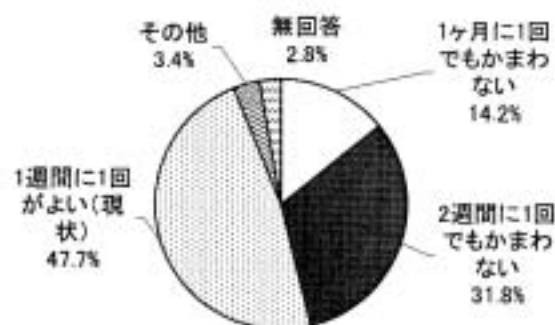
選択肢	件数	割合(%)
1 大きく減った(60%~80%減)	97	55.1
2 半分程度になった(40%~50%減)	22	12.5
3 少し減った(20%~30%減)	27	15.3
4 あまり変わらない	20	11.4
5 その他	4	2.3
無回答	6	3.4
合計	176	100.0



問8 今後、「不燃ごみ」の収集頻度はどの程度が適当だと思われますか(○は一つ)。

不燃ごみの収集頻度については、現状維持が最も多く 47.7%、次いで2週間に1度の 31.8%と続く。減らしても良いと考える割合が 46.0%を占める。

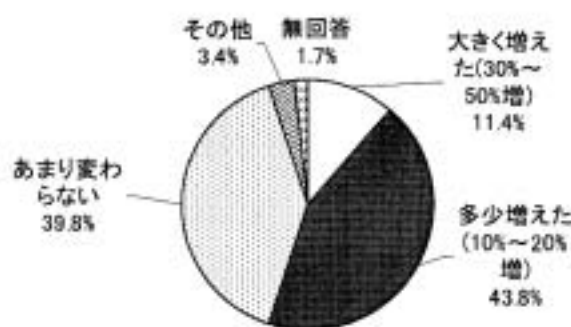
選択肢	件数	割合(%)
1 1ヶ月に1回でもかまわない	25	14.2
2 2週間に1回でもかまわない	56	31.8
3 1週間に1回がよい(現状)	84	47.7
4 その他	8	3.4
無回答	5	2.8
合計	176	100.0



問9 区では今回の分別方法の変更により、「可燃ごみ」の量は増加すると想定していますが、あなたのご家庭では「可燃ごみ」はどの程度増えましたか(○は一つ)。

可燃ごみの量は、増加したと感じたのは 55.2%で、そのうち多少増えたが 43.8%である。

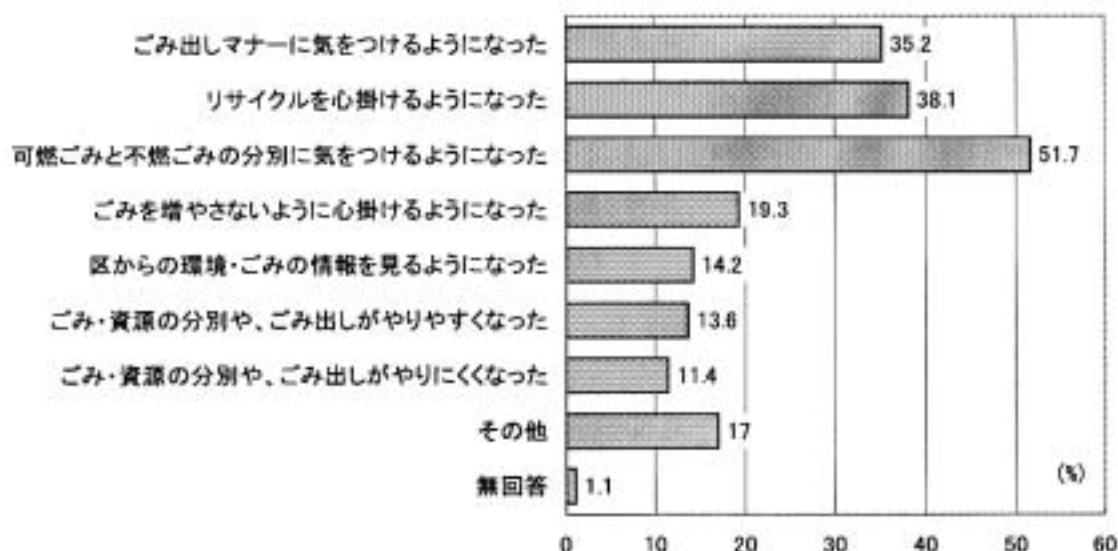
選択肢	件数	割合(%)
1 大きく増えた(30%~50%増)	20	11.4
2 多少増えた(10%~20%増)	77	43.8
3 あまり変わらない	70	39.8
4 その他	6	3.4
無回答	3	1.7
合計	176	100.0



問10 今回の分別方法の変更によって、意識や行動などに変化はありましたか。(あてはまるものすべてに○)

意識や行動の変化については、分別に気をつけるようになったが最も多く 51.7%、次いでリサイクルを心掛けるようになったが 38.1%、ごみ出しマナーに気をつけるようになったが 35.2%を占める。

選択肢	件数	割合(%)
1 ごみ出しマナーに気をつけるようになった	62	35.2
2 リサイクルを心掛けるようになった	67	38.1
3 可燃ごみと不燃ごみの分別に気をつけるようになった	91	51.7
4 ごみを増やさないように心掛けるようになった	34	19.3
5 区からの環境・ごみの情報を見るようになった	25	14.2
6 ごみ・資源の分別や、ごみ出しがやりやすくなった	24	13.6
7 ごみ・資源の分別や、ごみ出しがやりにくくなった	20	11.4
8 その他	30	17
無回答	2	1.1
全体	176	



今回のモデル収集及び新宿区の清掃事業についてのご意見やご要望

▼モデル事業の広報について

- 全般的にわかりづらいので、内容説明を理解しやすくして欲しい。
- 事前アナウンスをきっちりして欲しい。何のためにやるのか、またやった効果をきっちり教えて欲しい。資源の再利用、有効利用には大賛成なので、基本的にゴミの分別には多少面倒でも協力していきたいと思っています。
- 今回の件はアンケートで知りました。もっとお知らせ、告知して下さい。
- プラスチック、ゴム、皮を可燃ごみとしても安全である基準を表記した方が理解を得られると思う。

▼モデル事業に対する意見

- プラスチックの汚れの判断基準を明確にして下さい。
- 新しい分け方になってから、不燃ごみはほとんどでなくなりました。まだ慣れないせいか、頑丈なプラスチック（おもちゃ、カセットなど）を可燃ごみにするときは少し戸惑います。
- リサイクルは大切なことと思いますが、あまり細かくなると分別できなくなると思います。慣れるまでに時間がかかるので、定期的に広報活動をしていただくことが必要だと思います。
- 「プラ」のマークだけで判断ができないところがある。資源ゴミのリサイクルの仕方についても教えてもらえると、「資源」、「可燃」の判断が付きやすいと思った。

▼その他要望・意見等

- 分別方法を理解しておらず、いまだに資源をゴミに出している人がいるが、収集していくので気づかない様子です。
- 資源ゴミ（プラスチック袋など）の量が思いのほか多いのに驚きました。きちんと仕わけをすれば捨てるゴミなどほとんど無いと思いました。あまり全ての容器を洗うのは下水を汚すのではないかと心配です。
- 付近の集合住宅で、今回の収集方法を全く守っていない例が多く見受けられます。管理人や住人へ案内を徹底する必要があるのではないのでしょうか。

答 申

平成18年7月30日、貴職から当審議会に諮問のありました「新宿区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について」、鋭意検討を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

平成19年7月26日

新宿区長
中山 弘子 殿

新宿区リサイクル清掃審議会
会長 寄本 勝美

1 はじめに

現行の一般廃棄物処理基本計画は、東京都から清掃事業が移管された平成12年度を初年度として、平成23年度までの12年間の期間とした計画であり、主に東京都一般廃棄物処理基本計画を踏襲したものである。

この間、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会形成への取り組みが一層進み、各種法令の制定・改正が行われてきた。また、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」の策定や、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の適正処理に関する基本方針」の改正などが行なわれ、循環型社会の構築や廃棄物の発生抑制、再生利用などの施策推進について、生活者、事業者、行政がともに取り組む方向性が示されたところである。東京23区では、最終処分場のひっ迫を背景としてごみの減量と資源の有効利用の観点から、20年度から再生利用に適さない廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）を行う方針を決定した。一方、新宿区においては、東京23区による廃棄物中間処理の共同処理方針の継続により区内の清掃工場新設計画が見直されるなど、計画策定当時と状況は大きく変化している。

これらの状況の変化を踏まえ、新たに20年度から29年度までを期間とする一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、新宿区長からリサイクル清掃審議会に対し盛り込むべき事項について諮問がなされた。本審議会及び小委員会において検討を行い、下記のとおり答申する。

2 基本的な考え方

現行計画の基本的な考え方は

「ごみの発生自体を抑え 資源循環型社会を目指す」

「環境への負荷を抑え 効率的に事業を実施する」

である。この考え方は、新たに策定される新宿区基本構想のまちづくり目標とも合致する。したがって、今回改定する一般廃棄物処理基本計画においても、この基本的な考え方を引き継ぐことに問題はない。

近年危機感をもって語られるようになった地球温暖化の問題への対応策の一つとしても、ごみの減量やリサイクルの推進の重要性は高まっている。新宿区においても、ごみの減量やリサイクルの推進についてこれまで以上に積極的な取り組みが求められる。特に新宿区は区内に清掃工場を持っておらず、ごみの焼却については他区の工場施設を利用している現状がある。大繁華街を有し、人口の流動性が高い新宿区の特性を踏まえながら、区民・事業者・行政が一体となって、次の世代に残せる持続可能な資源循環型社会の構築に努めなくてはならない。

また、区民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに取り組むにあたっては、効率性ととともに負担の公平性にも配慮していくべきである。

具体的な施策実施にあたっては、

○ごみ発生抑制によるスリムな社会

○資源回収の拡充による循環する社会

○区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

を3つの柱とし、明確な目標を持ってできるかぎりの施策の推進に果敢に取り組むべきである。

3 盛り込むべき事項

(1) ごみ発生抑制によるスリムな社会

①レジ袋削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進

- ・これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型社会の見直しの必要が叫ばれて久しい。生活者のライフスタイルも、環境負荷をできる限り少なくする「適量消費・少量廃棄」へ転換すべきである。
- ・事業者が生産した物を購入するという点で、生活者側は受身であるが、需要を左右する側面もあり、生産・販売活動は生活者の消費行動に影響される。何を購入するにも発生するレジ袋は、容器包装類の象徴的な品物であり、マイバッグキャンペーンなどの推進によりレジ袋の削減を図っていくべきである。また、一部の自治体ではレジ袋有料化の取り組みが試行されており、大手スーパーなどでも自主的に取り組み始めたところもある。新宿区でも、このような事業者の取り組みを積極的に支援していくべきである。
- ・レジ袋削減を端緒としながら、簡易包装商品の購入や詰め替え用商品の活用など、区民生活の様々な場面において、ライフスタイルをごみ発生抑制に転換させるための普及啓発を推進する必要がある。たとえば、人の集まるイベント等での繰り返し使える容器の使用奨励など、ごみにさせない、増やさないという意識の喚起も必要である。

②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携

- ・実際に消費者がごみ減量につながる商品を求めているも、事業者側から提供されなければ購入することはできない。一方、事業者が環境を配慮した商品を提供しても、購入者が少なれば継続性は保てない。市場任せでは改善できないこのような消費行動と事業活動のギャップを調整し、環境負荷をできるかぎり少なくする方向へ社会を誘導していく役割が行政にはある。
- ・生産者・販売者はごみ減量につながる商品の潜在的な需要や社会的必要性を感じ、事業活動を転換していく必要があり、消費者の行動もそれを支持するべ

きものである。また、行政には、環境に配慮した事業者の社会行動や望ましい消費行動に向けての啓発や調整が求められている。

- ・区民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの発生抑制を実践し、ごみ減量やリサイクルに取り組むとともに、相互の理解を深める必要がある。このため、共通の課題、具体的にはレジ袋等容器包装類の削減に向けて、仮称「3R推進協議会」を設置し、区民はもとより環境や消費生活に関わる地域団体、事業者団体と行政がともに連携して、実現可能な取り組みを検討し実施につなげていくべきである。

③不用品についての民間ベースの再使用の促進と行政のバックアップ

- ・持続可能な循環社会を考えると、行政が全てに関与しなければ経済的に成り立たない再使用マーケットは長続きしない。まずは、民間ベースで機能しているリサイクルショップやフリーマーケット等が活発になることが望ましい。地域団体やNPO団体などによるフリーマーケットは活発に行われている。この面での行政の役割は、公園や地域センターなどの「場所＝スペース」の提供や「情報交換の場」の提供であり、バックアップ機能の充実が課題である。
- ・大型家具等の粗大資源についての再使用・情報提供の施設としては、現在リサイクル活動センターがあるが、潜在的な区民ニーズに応えられる施設規模や情報体制が構築されているとは言いがたい。今後粗大資源の再使用・再利用の拠点としての役割が期待されるため、課題を整理し、更なる拡充策を検討する必要がある。

④ごみ発生抑制手法としての家庭ごみ有料化についての区民意見収集と議論の深化

- ・本審議会では、17年度の報告の中で、家庭ごみ有料化に関してはいくつかの課題はあるものの、ごみの減量やリサイクルに対する当事者意識を高めること、消費者がごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側も誘導されごみの発生が抑えられること、ごみ減量の努力をすれば負担額は減るので費用負担の公平性が図られることなどの効果があり、ごみ発生抑制手法としての有効性を評価したところである。家庭ごみの有料化については大都市での実施は難しいと言われてきたが、現在、政令指定都市の北九州市、福岡市、京都市で有料化を実施している。また、東京都の市部では、26市中15市が家庭ごみ有料化を実施している状況にある。
- ・家庭ごみ有料化は、直接区民に負担を課するものであるため、十分な区民との意見交換が必要である。低所得者等社会的弱者対策や不法投棄問題、リバウンド（一度減少したごみ量がまた増えること）への対応などについても議

論を深める場を設定し、幅広い意見の聴取に努めるべきである。現実的な問題として区単独での実施は難しい面もあることから、周辺区の動向なども注視しつつ他区との連携も視野に入れる必要がある。その上で、区民との合意形成を前提としつつ、近い将来での有料化実施に至るスケジュールを念頭に置いた具体的な検討を進めるべきと考える。

(2) 資源回収の拡充による循環する社会

① 集団回収の充実に向けての検討

- ・ 集団回収は、行政による収集と比較して経費が少なく済み、地域団体の収入になる点ですぐれた手法である。その一方、町会などの世話人の負担や収集回数が少ないなど課題もある。
- ・ 他の自治体では、行政による資源回収を集団回収に切り替えていくところもある。集団回収については、実施団体の状況のみでなく回収事業者側の状況も考慮する必要があるが、十分な現状把握を行ったうえ、他の自治体の改革手法も研究しながら、集団回収システムの充実・強化を図るべきである。

② ごみの分別区分の変更と容器包装プラスチックの資源回収の円滑な実施

- ・ 平成 17 年 10 月に、東京 23 区は、資源の有効活用とごみ埋立地の延命のため、プラスチックの再生利用を進める一方、20 年度からプラスチックごみを可燃ごみとして焼却し、サーマルリサイクル（熱回収）する方針を定めた。
- ・ これにあわせて、新宿区は、これまでのペットボトルや白色トレイに加え、容器包装プラスチックの資源回収を行うこととした。このことは、プラスチックの可燃ごみ化への区民の抵抗感をやわらげ、また清掃工場のない区として、より積極的にプラスチックごみの減量と資源化を図ったものとして評価できる。
- ・ この 35 年ぶりの大きなごみの区分変更と新たな資源回収を円滑に実施するためには、十分な情報の浸透と協力の喚起が不可欠であり、区を挙げての周知活動が必要である。その際には、行政からの一方方向の情報提供だけでなく、各種活動団体や区民ボランティアによる周知活動など、一般区民も巻き込んだ様々な主体による取り組みを行うことが重要である。

③ 既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討

- ・ 容器包装プラスチックの資源回収を推進するとともに、現在実施している資源回収の徹底を引き続き行っていく必要がある。
- ・ また、容器包装プラスチックの資源化が進んだ後も、再生利用可能な資源ごみの回収を検討する必要がある。排出実態調査で家庭ごみの 4 割以上を占め

る生ごみについては、雑多な内容で排出されることなどから一部の事業系と異なりリサイクルの取り組みが進んでいないのが現実である。区としての取り組みとしては、まず減量化の方策を検討する必要がある。

- ・他区や他団体で実施している資源回収品目については、実施のメリット・デメリットを比較し、費用対効果などについても考慮して、資源化可能と思われる品目については、積極的に資源化していくべきである。

(3) 区民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たす社会

①ごみ発生抑制に向けた区民の生活スタイルの見直しと資源・ごみの適正な排出

- ・消費者は自らの生活スタイルを見直し、目先の便利さだけに惑わされず、長く使える、環境負荷が少ないといった商品を積極的に購入することで、環境に配慮する企業の姿勢を応援し、環境配慮型の商品が市場でも受け入れられることを示していくべきである。

- ・また、ごみ・資源の排出に当たっては、分別ルールに則り適正に排出するよう努めなければならない。

②ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売

- ・改正容器包装リサイクル法では、年間 50 トン以上容器包装を使用する事業者に対し削減目標の報告を義務付けたところである。ごみの発生抑制を進めるためには、事業者側の更なる取り組みが欠かせない。事業者は、資源循環型社会の構成員として、ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売やサービス活動に、一層努力する必要がある。

③事業者の自己処理責任に基づくごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討

- ・新宿区は地域特性として事業系ごみの占める割合が大きく、新宿区内で発生する年間ごみ量約 20 万トンのうち、7 割程度が事業系のごみである。このうち、約 10 万トンについては事業所から清掃工場に直接持ち込まれているが、ごみの排出が日量 50kg 未満の事業者については、区のごみ収集時に排出することが認められている。区が収集するごみ量の約 6 割が家庭系、4 割が事業系ごみという状況である。

- ・しかし、事業者のごみ処理については本来自己処理が原則である。現在区が収集している事業系ごみに関しては適正な排出を指導するとともに、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、事業者の理解と協力のもと、ごみ排出日量 50kg 未満の基準を見直し、行政による収集から民間業者収集への切り替えを進めていくべきである。

- ・また、中小事業者については、大規模事業者と比べ資源回収がなかなか進んでいない現状がある。中小事業者の現状把握を行い、資源回収が促進されるよう働きかける必要がある。
- ・なお、事業系ごみを区で収集する際のごみ処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合を図り、適切な負担を求めべきである。

④拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

- ・拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)とは、日本もメンバーであるOECD(経済開発協力機構)が提唱した概念である。従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方であり、これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組みである。
- ・平成18年6月に公布された、改正容器包装リサイクル法では、容器包装について、事業者に対し排出抑制を促進するための措置を導入するなど、拡大生産者責任の観点から一定の改善はされている。また、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」として、区市町村が質の高い分別収集を行うことで再商品化の合理化に寄与した部分について、事業者が資金を拠出している。
- ・しかし、区市町村が良質な分別収集ができるか否かは、事業者がリサイクルしやすい商品を提供するか否かによって決まる要素も多く、上記の仕組みができて、区市町村の負担軽減は限定的なものになると思われる。今後も拡大生産者責任の考え方にに基づき、行政の行う回収、分別、保管等の費用についても事業者の負担を位置づけるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていく必要がある。

⑤新宿区の特徴を踏まえた効果的な普及啓発の取り組み

- ・新宿区の特徴としては、外国人人口が多いこと、区民の転出入が多いこと、単身者世帯が多いことなどが上げられる。これらの特徴を踏まえ効果的な周知活動を行うことが重要である。
- ・地域情報が伝わりにくい若年単身層に対しては、区の関係組織や不動産業者などとの連携を図る、外国人層へは外国語による周知チラシの作成や、国際交流組織等の関係機関への情報提供など、さまざまな媒体を活用した周知活動を行い、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性をアピールしていく

必要がある。

- ・また、将来に向けて児童・生徒への環境・リサイクル教育も重要である。学校や地域と連携を図りながら、単なる知識の習得でなく、日常の生活の中から課題に気づいたり、実践活動によって理解を深めたりできるよう工夫していくことが望まれる。

(4) みんなで取り組むごみ減量目標の設定

- ・持続可能な循環型社会は、生産も消費も適量で行われる社会である。資源回収についても、資源の再生利用に伴う環境負荷やコストを考えると、ただ回収されればよいというものではない。ごみ量のみでなく、ごみ・資源を合わせた総排出量も減らしていく必要がある。
- ・ごみ減量の推進や資源化率の向上については、高いハードルであっても区民や事業者に分かりやすく、積極的に取り組む合言葉になるような目標を掲げていくべきである。審議会としては、

○区民一人あたりの区収集ごみ量について、
17年度を基準として29年度までに50%減を目指し、

○資源化率〔資源回収量／(区収集ごみ量+資源回収量)〕については、
17年度の17.4%から29年度までに倍に当たる35%以上に向上させる

を大きな目標として区民や事業者にアピールすべきと考える。

- ・「ごみ半減、リサイクル倍増」の合言葉のもとに、本答申が一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項として示した提言が積極的に取り入れられ、区民・事業者・行政が一丸となって資源循環型社会の構築に取り組む大きな流れとなることを期待する。

〔参考〕

一般廃棄物処理基本計画策定に当たっての答申の考え方

基本的な考え方

「ごみの発生自体を抑え 資源循環型社会を目指す」
「環境への負荷を抑え 効率的に事業を実施する」

ごみ発生抑制による
スリムな社会

発生抑制（リデュース Reduce）や再使用（リユース Reuse）を更に進め、ごみ排出量そのものを減らすスリムな社会を目指す。

『スリム社会』

取り組むべき事項

- ①レジ袋削減をはじめとする消費行動に係わるごみ発生抑制の推進
- ②ごみ発生抑制施策についての区民・事業者・行政の連携
- ③不用品についての民間ベースの再使用の促進と行政のバックアップ
- ④家庭ごみ有料化についての区民意見収集と議論の深化

資源回収の拡充による
循環する社会

資源の再生利用（リサイクル Recycle）を拡充して、資源をむだにしない循環社会を目指す。

『資源循環社会』

取り組むべき事項

- ①集団回収の充実に向けての検討
- ②ごみの分別区分の変更と容器包装プラスチックの資源回収の円滑な実施
- ③既に実施している資源回収の徹底と更なる資源化の検討

区民・事業者・行政が
それぞれの責任と役割
を果たす社会

スリムで循環する社会の実現のため区民・事業者・行政が各自の責任（リスポンシビリティ Responsibility）を果たす。

『責任実行社会』

取り組むべき事項

- ①生活スタイルの見直しと資源・ごみの適正な排出
- ②ごみ発生抑制を考えた商品の生産・販売
- ③事業者のごみ減量・資源化の推進と事業系ごみのあり方の検討
- ④拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけ
- ⑤区の特性を踏まえた効果的な普及啓発の取り組み

みんなで取り組むごみ減量目標
区収集ごみ量対17年度50%減、資源化率35%へ
「ごみ半減、リサイクル倍増」

新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

No.		団体名等	会長・ 副会長	委員氏名	小委員会
1	学識経験者	早稲田大学政治経済学術院 教授	☆	寄本 勝美	
2		関東学院大学経済学部 教授	◎	安田八十五	☆
3		環境カウンセラー、ジャーナリスト		崎田 裕子	◎
4	区内事業者	東京商工会議所新宿支部 事務局長		鈴木 秀昭	
5		新宿区商店会連合会 会長		大室 新吉	
6		東京都資源回収事業協同組合新宿支部		佐藤 一郎	○
7		東京廃棄物事業協同組合 常任理事		藤井 練和	○
8		新宿スーパー・コンビニエンス協議会		柴 隆夫	
9		新宿生鮮三品特販組合		池田 好直	
10		区内関係団体	新宿区町会連合会		松永 健
11	新宿区消費者団体連絡会			友永 陸子	○
12	新宿区婦人団体協議会			渡辺 芳子	○
13	新宿西清掃協力会			児島 元江	○
14	四谷清掃協力会			吉川 ゆり子	
15	牛込清掃協力会			野口 壽子	
16	新宿区エコライフ推進協議会			田中 利裕	○
17	公募委員			今井 輝人	
18				岩崎 京子	○
19				立石 優子	
20				山村 利枝	○
21				渡辺 翠	○
22	区	資源清掃対策室長		鴨川 邦洋	○

☆：会長 ◎：副会長

No.5 の区内事業者委員について

平成 19 年 5 月 15 日からは大室新吉

平成 19 年 5 月 14 日までは橋本三吉

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあつて、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人々が、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

一 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。

一 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。

一 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。

一 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成六年 六月五日 新宿区

新宿区一般廃棄物処理基本計画

印刷物作成番号
2007-12-3815

発行年月 平成20(2008)年3月

編集・発行 新宿区環境土木部
資源清掃対策室リサイクル清掃課

平成20年4月から 環境清掃部生活環境課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話5273-3318 FAX5273-4070